

西脇市・黒田庄町合併協議会

第4回会議資料

日時：平成16年2月19日（木） 午後1時30分～
場所：黒田庄町中央公民館 大ホール

第4回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成16年2月19日(木)
午後1時30分から
ところ 黒田庄町中央公民館大ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

報告事項

報告第17号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について

協議事項

協議第17号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第18号 地方税の取扱いについて

協議第19号 特別職の身分の取扱いについて

協議第20号 使用料・手数料等の取扱いについて

協議第21号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第22号 介護保険事業の取扱いについて

事前提案事項

協議第23号 消防団の取扱いについて

協議第24号 各種事業(納税関係事業)の取扱いについて

協議第25号 各種事業(生活保護事業)の取扱いについて

協議第26号 各種事業(勤労者・消費者関連事業)の取扱いについて

4 その他

協議会日程 第5回 3月19日(金) 西脇市コミュニティセンター
西脇区会館

第6回 4月15日(木) 黒田庄町中央公民館

第7回 5月26日(水) 西脇市生涯学習まちづくりセンター

5 閉会

報 告 事 項

報告第17号

新市まちづくり計画検討小委員会活動について

P 1 ~ P 4

報告第17号

新市まちづくり計画検討小委員会活動について

新市まちづくり計画検討小委員会活動について別紙のとおり報告する。

平成16年2月19日

新市まちづくり計画検討小委員会
委員長 長谷川 俊 雄

第 2 回 新市まちづくり計画検討小委員会について

1 開催日時及び場所

日時 平成16年1月29日(木)午後3時～午後6時

場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター市民活動室3

2 出席者

委員7名(全員)、事務局2名、コンサルタント研究員2名

3 議事

都市像と将来像について

第2回協議会の「慣行の取扱い」の中で、「都市像については新市において調整する」ということが確認されたが、今回、新市まちづくり計画の中で策定する将来像との関係について事務局より説明を受けた。

【説明内容】

- ・全国的には、都市像と将来像についての、明確な定義はない
- ・今回策定する将来像とは、新市まちづくり計画の実施に向けて、まちづくりの方向性を表したものであること
- ・都市像を制定してきた西脇市では、都市像の理念の下に、期間を限定している総合計画の中で将来像を制定していることから、両市町でいう都市像とは、住民が共有できるイメージとして、その都市が存在する限り、恒久的に受け継がれていくものであること

合併の必要性と効果について

事務局より、計画の序論部分となる合併の必要性と効果について説明を受けた。(別紙のとおり)

委員からの意見として、

- ・少子高齢化については、高齢者施策を重点的に取り組むことが結果的に少子化対策につながっていくのでないか
- ・地方分権時代に対応していくためには、専門性の高い職員を育成する人事異動システムを考えることが必要である
- ・行財政基盤の強化については、自主財源の比率をいかにして上げていくかということが必要である

などの意見が出された。

序論としての合併の必要性及び効果については、社会潮流等を踏まえた概論的なものとして捉えることとし、詳細については計画策定の過程で必要に応じ見直していくこととした。

住民意向調査の結果概要について

計画策定支援を行っているコンサルタントより報告を受けた。
委員からの意見として、

- ・結果を、計画に生かしていくことが重要である
 - ・結果は、住民が新市に望むものの答えである
- などの意見が出された。

両市町の現状・主要課題について

各種統計、総合計画等からみた両市町の現状と主要課題について
コンサルタントより説明を受けた。（別紙のとおり）

コンサルタントの説明後、ワークショップ方式により、委員に
事前に配布されていた意見シートを基に、西脇市と黒田庄町の
長所（強み）と短所（弱み）について意見を出し合い、長所を
生かし、短所を補う方策等について協議した。

ワークショップの結果については、コンサルタントが整理し、
次回の委員会で報告を受け、協議する予定

新市の将来像・基本理念について

委員に事前に配布されていた意見シートを基に、新しいまちづ
くりをイメージするキーワード、全体像をイメージするキャッ
チフレーズなどを出し合った。

内容については、コンサルタントが整理し、次回の委員会で報
告を受け、協議する予定

4 その他（議事関連事項）

市章について

- ・前回の協議会で、「新市発足までに調整する」ということが
確認されているが、「調整する」の具体的な内容について、
例えば「公募にする」とかということ、いつの時点になっ
たら決定するのか、明確にしておく必要があるのでは
- ・調整方法について、小委員会で決めていくことはできないの
か

との意見が出された。

5 次回の日程及び内容

第3回小委員会の開催について

日時 平成16年2月23日（月）午後6時30分から

場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター

内容 新市の主要課題について

新市の将来像・基本理念について

新市将来構想の協議会報告について

新市のまちづくりの基本方針について

新市の主要課題について

両市町の現状、関連計画からみる方向性、住民意向調査の結果から、新市の主要課題を以下のように入考えました。

社会潮流（合併の必要性と効果）

地方分権時代への対応
少子高齢化への取り組み
住民生活の質的变化への対応
共通する地域課題への対応
豊かなまちづくり
行財政基盤の強化

地域の現状

都市圏から比較的に近い
里山や加古川水系など豊かな自然環境
定住人口が減少傾向
少子高齢化が進行
流入人口が流出人口を超過
地域経済（商・工業）が衰退傾向
交流人口（観光客）が増加傾向
中心市街地と周辺の農村集落が並立
地域内の公共交通基盤は脆弱
道路・下水道の整備率が低い地域がある
一定の都市的機能（医療・福祉、文化・スポーツ施設）は充実
厳しい行財政運営

住民意向調査

生活圏の一体性
定住意向は7割と高いが、若年層ほど低い傾向にある
公共交通や雇用の確保など産業分野への満足度が低く、くらしの安心・安全対策、福祉の充実とともに住民ニーズが高い。
将来像は、健康で安心してくらしらせるまち、働く場がたくさんあるまち、安全なまち、が上位
行財政効率化と住民負担の低減に対する期待が大きい。
住民の負担増、地域間の格差、サービスの低下への不安が大きい。

関連計画

第3次西脇市総合計画

「ふれあいと安心の人間都市 西脇」

黒田庄町第3次長期総合計画

「水と緑、豊かな土に育まれる黒田庄」

その他関連計画

- ・21世紀兵庫県地域ビジョン
- ・東播磨地域ビジョン
- ・第4次播磨内陸広域市町村圏計画
- ・北はりまハイランド構想

新市の主要課題

少子・超高齢化社会における安心・安全な都市の創造
快適な定住環境の整備
地域産業の振興と地域内経済の循環
環境との共生と循環型社会の構築
ローカル・ガバナンスの実現
効果的な行財政運営

協 議 事 項

協議第17号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	P 1 ~ P 7
協議第18号	地方税の取扱いについて	P 8 ~ P 16
協議第19号	特別職の身分の取扱いについて	P 17 ~ P 21
協議第20号	使用料・手数料等の取扱いについて	P 22 ~ P 38
協議第21号	国民健康保険事業の取扱いについて	P 39 ~ P 43
協議第22号	介護保険事業の取扱いについて	P 44 ~ P 49

協議第17号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年1月20日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は20人とする。

両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から1年以内の選挙を行う日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	農業委員会
調整内容	新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は20人とする。 両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から1年以内の選挙を行う日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。		

区分		選挙による委員の取扱い				選任による委員の取扱い	
		選任方法	定数	任期	関係法令等		
合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く。		原則1	新たに選任する。	政令に定める基準に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第1項、第7条第1項、第15条第1項	新たに選任する。
		特例1	引き続き在任 ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	協議により80人を超えず10人を下らない数（注）	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第1項、合併特例法第8条第1項、第2項	新たに選任する。
合併市町村の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合（新市町村の区域が24,000haを超える又は農地面積が7,000haを超える場合）	(2-1)従前の市町村に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合	原則2	各委員会ごとに新たに選挙する。	政令に定める基準に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第2項、第7条第1項、第15条第1項	新たに選任する。
	(2-1)従前の市町村に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合	特例2	引き続き在任 ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	協議により80人を超えず10人を下らない数（注）	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第2項、合併特例法第8条第3項	新たに選任する。
	(2-2)従前の市町村に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く場合	特例3	従前の委員会はそれぞれ新市の委員会となって存続し、委員はそのまま在任する。	従前の定数	従前の任期	農委法第3条第2項、第34条第1項（新設合併の場合）	従前の選任による委員は、それぞれ新市の委員会の委員となって存続する。
(注) 欠員を生じ、又は委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。 （合併特例法第8条第2項）							

区 分		西 脇 市	黒 田 庄 町	合 計
委員 正数	選挙による委員の定数	17人	14人	31人
	選任による委員数	農業協同組合推薦	1人	2人
		議 会 推 薦	5人	3人
	合 計	23人	18人	41人
任 期		平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	
区 域 面 積 (ha)		9,713	3,534	13,247
農 地 面 積 (ha)		827	418	1,245
報 酬 の 額	会 長 (円)	月額 48,000	年額 120,000	西脇市の例により、新市発 足までに調整する。
	副 会 長 (円)	月額 38,000	年額 100,000	
	委 員 (円)	月額 35,000	年額 90,000	
<p>区域面積：平成12年度国勢調査（平成12年10月1日現在） 農地面積：農業振興地域整備計画（平成15年 4月1日現在） 農家戸数：2000年農業センサスによる</p>				

先進事例

新市町村名	合併関係市町村	合併の期日	合併の方式	特例の適用	
				有無	特例適用の場合の任期
篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	平成11年4月1日	新設合併	有	合併後1年間
西東京市	田無市、保谷市	平成13年1月21日	新設合併	有	合併後1年間
さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	平成14年4月1日	新設合併	有	平成14年7月19日まで
静岡市	静岡市、清水市	平成15年4月1日	新設合併	有	合併後1年間
あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	平成15年4月1日	新設合併	無	

(参考)

篠山市	農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
西東京市	市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
さぬき市	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
静岡市	新市に1つの農業委員会を置き、両市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
あさぎり町	市町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20人とする。

農業委員会の委員の任期及び定数の取扱いについて

新設合併の場合、関係市町村の農業委員会の委員はすべてその身分を失うことになるのが原則です。

これに対して、合併特例法には市町村の合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、新市町の被選挙権を有することとなる者は、80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を超えない範囲で定めた期間、引き続き新市町の農業委員会の委員として在任することができるとされています。

なお、選任による委員については、特例措置がないので、合併後速やかに農業委員会等に関する法律に定める手続により委員を選出しなければならないことになっています。

原則として、農業委員会は1自治体につき1のものですが、市町村面積が24,000ヘクタール以上、又は農地面積が7,000ヘクタール以上のいずれかの要件をみたしたときは、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができます。（農業委員会等に関する法律第3条第2項）

農業委員会の委員については、選挙による委員、選任による委員をもって構成します。

1 選挙による委員（農業委員会等に関する法律第7条、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2）10人以上30人以下

2 選任による委員（農業委員会等に関する法律第12条）

農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事 各1人

当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

農業委員会の委員の任期については、選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算します。選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、その職を失います。

関係法令

農業委員会等に関する法律

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

（第6項省略）

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第30条の2第1項の経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人

当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなつた日）まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るのは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(一) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	20人以下
	(二) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定めるものとする。

新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年1月20日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

地方税の取扱い

個人市民税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。

法人市民税については、西脇市の例により統合する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成19年度末までは現行の税率を採用し、不均一課税とする。

固定資産税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。

軽自動車税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により統合する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。

市たばこ税については、現行のとおりとする。

鉱産税については、現行のとおりとする。

都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、西脇市の例により調整する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	税務部会
協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税
調整内容	<p>個人市民税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。</p> <p>法人市民税については、西脇市の例により統合する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成19年度末までは現行の税率を採用し、不均一課税とする。</p> <p>固定資産税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。</p> <p>軽自動車税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により統合する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。</p> <p>市たばこ税については、現行のとおりとする。</p> <p>鉱産税については、現行のとおりとする。</p> <p>都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、西脇市の例により調整する。</p>		

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
個人市民税の税率について差異がない。 個人市民税の納期について差異がある。	現行のとおりとする。 合併後に統一する。	個人市民税の税率については、差異がないため現行のとおりとする。 納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。
法人市民税の税率について差異がある。 法人市民税の納期について差異がない。	合併後に統合する。 現行のとおりとする。	法人市民税の税率については、西脇市の例により統合する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成19年度末までは現行の税率を採用し、不均一課税とする。 納期については、差異がないため現行のとおりとする。
固定資産税の税率について差異がない。 固定資産税の納期について差異がある。	現行のとおりとする。 合併後に統一する。	固定資産税の税率については、差異がないため現行のとおりとする。 納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。
軽自動車税の税率について差異がない。 軽自動車税の納期について差異がある。	現行のとおりとする。 合併後に統合する。	軽自動車税の税率については、差異がないため現行のとおりとする。 納期については、西脇市の例により統合する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。

市たばこ税について差異がない。	現行のとおりとする。	市たばこ税については、差異がないため現行のとおりとする。
鉱産税について差異がない。	現行のとおりとする。	鉱産税については、差異がないため現行のとおりとする。
都市計画税について黒田庄町に条例規定がない。	現行のとおりとする。	都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、西脇市の例により調整する。

項 目	現	況
	西 脇 市	黒 田 庄 町
個人市民税	税率の設定(均等割の額等) 均等割 2,000円 所得割 課税総所得金額 200万円以下の金額 100分の3 200万円を超える金額 100分の8 700万円を超える金額 100分の12 条例附則第31条第3項の規定により、「100分の12」を「100分の10」とする。	税率の設定(均等割の額等) 均等割 2,000円 所得割 課税総所得金額 200万円以下の金額 100分の3 200万円を超える金額 100分の8 700万円を超える金額 100分の12 条例附則第20条の規定により、「100分の12」を「100分の10」とする。
	納期 普通徴収 第1期 6月1日から 同月30日まで 第2期 8月1日から 同月31日まで 第3期 10月1日から 同月31日まで 第4期 翌年1月1日から 同月31日まで	納期 普通徴収 第1期 6月16日から 同月30日まで 第2期 8月16日から 同月31日まで 第3期 10月16日から 同月31日まで 第4期 翌年1月16日から 同月31日まで
	納期 集合徴収 第1期 6月16日から 同月30日まで 第2期 7月16日から 同月31日まで 第3期 8月16日から 同月31日まで 第4期 9月16日から 同月30日まで 第5期 10月16日から 同月31日まで 第6期 11月16日から 同月30日まで 第7期 12月10日から 同月25日まで 第8期 翌年1月16日から 同月31日まで	

現		況																																																								
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町																																																								
	第9期 翌年2月16日から 同月 末日まで 第10期 翌年3月16日から 同月31日まで																																																									
法人市民税	税率(均等割、法人税割) 法人税割 14.7%(制限税率) 均等割 標準税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の金額</th> <th>従業員数</th> <th>均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> 納期 事業年度終了の翌日から2月以内	資本金等の金額	従業員数	均等割額	1千万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円超	50人以下	410,000円	50人超	3,000,000円	税率(均等割、法人税割) 法人税割 12.3%(標準税率) 均等割 標準税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の金額</th> <th>従業員数</th> <th>均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> 納期 事業年度終了の翌日から2月以内	資本金等の金額	従業員数	均等割額	1千万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円超	50人以下	410,000円	50人超	3,000,000円
資本金等の金額	従業員数	均等割額																																																								
1千万円以下	50人以下	50,000円																																																								
	50人超	120,000円																																																								
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																								
	50人超	150,000円																																																								
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																								
	50人超	400,000円																																																								
10億円超50億円以下	50人以下	410,000円																																																								
	50人超	1,750,000円																																																								
50億円超	50人以下	410,000円																																																								
	50人超	3,000,000円																																																								
資本金等の金額	従業員数	均等割額																																																								
1千万円以下	50人以下	50,000円																																																								
	50人超	120,000円																																																								
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																								
	50人超	150,000円																																																								
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																								
	50人超	400,000円																																																								
10億円超50億円以下	50人以下	410,000円																																																								
	50人超	1,750,000円																																																								
50億円超	50人以下	410,000円																																																								
	50人超	3,000,000円																																																								
固定資産税	税率 1.4%(標準税率) 納期 市税条例67条 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月 末日まで 納期 集合徴収 第1期 6月16日から 同月31日まで 第2期 7月16日から 同月31日まで 第3期 8月16日から 同月31日まで 第4期 9月16日から 同月30日まで 第5期 10月16日から 同月31日まで 第6期 11月16日から 同月30日まで	税率 1.4%(標準税率) 納期 町税条例67条 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月31日まで 第4期 翌年2月1日から同月 末日まで																																																								

項 目	現	況
	西 脇 市	黒 田 庄 町
	第7期 12月10日から 同月25日まで 第8期 翌年1月16日から 同月31日まで 第9期 翌年2月16日から 同月 末日まで 第10期 翌年3月31日から 同月31日まで	
軽自動車税	税率 地方税法第444条第1項による税率 納期 5月11日から5月31日まで	税率 地方税法第444条第1項による税率 納期 5月 1日から5月31日
市たばこ税	税率 2,977円/1,000本 納期 毎月末日までに、前月分を申告及び納付	税率 2,977円/1,000本 納期 毎月末日までに、前月分を申告及び納付
鉱産税	税率 100分の1(1ヶ月間に掘採された鉱物の価格が 200万円以下の場合は100分の0.7) 現在該当する鉱業者はない 納期 毎月15日から同月末日までに、前月分を申告及び納付	税率 100分の1(1ヶ月間に掘採された鉱物の価格が 200万円以下の場合は100分の0.7) 現在該当する鉱業者はない 納期 毎月15日から同月末日までに、前月分を申告及び納付
都市計画税	税率 0.3% 納期 普通徴収 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月 末日まで 納期 集合徴収 第1期 6月16日から 同月31日まで 第2期 7月16日から 同月31日まで 第3期 8月16日から 同月31日まで 第4期 9月16日から 同月30日まで 第5期 10月16日から 同月31日まで 第6期 11月16日から 同月30日まで 第7期 12月10日から 同月25日まで 第8期 翌年1月16日から 同月31日まで 第9期 翌年2月16日から 同月 末日まで 第10期 翌年3月31日から 同月31日まで	なし

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律第10条（地方税に関する特例）（抜粋）

合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価値若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

【個人の市町村民税の税率】

地方税法第310条（均等割）（抜粋）

第294条第1項第1号（市町村内に住所を有する個人）又は第2号（市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者）の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄（左）に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄（右）に掲げる額とする。

市町村税率

人口50万以上の市	年額3,000円
人口5万以上50万未満の市 及びの市以外の市並びに町村	年額2,500円 年額2,000円

2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。但し、市町村の配置分合又は境界変更があった場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところ（最近の国勢調査人口）によって計算したものによる。

地方税法第314条の3（所得割）（抜粋）

所得割の標準税率は、次の表による。

200万円以下	3%
200万円超700万円以下	8%
700万円超	12%

ただし、700万円超の区分は、地方税法附則第40条第5項により、平成11年度以降については、「12%」を「10%」とする。

【普通徴収に係る個人の市町村民税の納期】

地方税法第320条（抜粋）

普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中（中略）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

【法人等の均等割の税率】

地方税法第312条（抜粋）

均等割の標準税率は、次のとおりとする。

法人区分		市町村内に有する事務所、事業所又は寮の従業員の数の合計	
		50人以下	50人超
資本金等の金額	50億円超	年額 41万円	年額300万円
	10億円超、50億円未満		年額 17万円
	1億円超、10億円未満	年額 16万円	年額 40万円
	1千万円超、1億円未満	年額 13万円	年額 15万円
	1千万円未満	年額 5万円	年額 12万円

【法人税割の税率】

地方税法第314条の6（抜粋）

法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。但し、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

【固定資産税の税率】

地方税法第350条（抜粋）

固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。但し、標準税率を超えて課する場合においても、100分の2.1を超えることができない。

【固定資産税の納期】

地方税法第362条（抜粋）

固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

【軽自動車税の標準税率】

地方税法第444条（抜粋）

（前略）

軽自動車及び小型特殊自動車

イ 2輪のもの（側車付のものを含む。）2,400円

ロ 3輪のもの3,100円

ハ 4輪以上の乗用 営業用5,500円

自家用7,200円

4輪以上の貨物 営業用3,000円

自家用4,000円

2輪の小型自動車4,000円

3 市町村は第1項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第2号に掲げる軽自動車等のうち3輪の小型特殊自動車で農耕作業用のものその他の同号の区分により難しいものについては、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の緒元によって区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前2項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

【軽自動車税の納期】

地方税法第445条第2項（抜粋）

軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

【たばこ税の税率】

地方税法第468条（抜粋）

たばこ税の税率は、千本につき2,743円とする。

地方税法附則第30条の2（抜粋）

平成15年7月1日以後に売渡しが行われた市町村たばこ税の税率は、第468条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき2,977円とする。

2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた旧3級品紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき1,412円とする。（「旧3級品紙巻たばこ」とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、パイオレット、ウルマの6銘柄をいう。）

【鉱産税の納期】

地方税法第521条（抜粋）

鉱産税の納期は、毎月10日から末日までの間において当該市町村の条例で定める。

【都市計画税の税率】

地方税法第702条の4（抜粋）

都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

先進事例

市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の方針
篠山市 (新設合併)	今田町 篠山町 西紀町 丹南町	平成11年4月1日	4町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 1 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。 2 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。 3 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取扱う。 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。
養父市 (新設合併)	八鹿町 養父町 大屋町 関宮町	平成16年4月1日 (予定)	4町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 1 個人町民税の納期については、八鹿町・養父町・大屋町の例による。 2 固定資産税の納期については、養父町・関宮町の例による。 3 軽自動車税の納期については、八鹿町・関宮町の例による。 4 法人町民税については、養父町・大屋町・関宮町の例による。 5 特別土地保有税については、八鹿町の例による。
さぬき市	津田町 大川町 志度町 寒川町 長尾町	平成14年4月1日	1 個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。 2 個人市民税及び固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。 3 軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、5月1日から5月31日までとする。 4 個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取扱う。 交付額は、100分の1.0とする。 月数については、全期前納方式による算定とする。 交付額の上限は5万円、下限は100円とする。
宗像市	宗像市 玄海町	平成15年4月1日	両市町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 1 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度は現行の税率を採用し、不均一課税とする。 2 法人市民税法人税割は、宗像市の例による。ただし、合併特例法第10条の規程を適用し、合併後3年間は現行の税率を採用し不均一課税とする。 3 固定資産税土地評価方式及び宅地比準の評価割合については宗像市の例により調整する。ただし合併後次の評価替えまでは、現行のとおりとする。 4 特別土地保有税免税点については、宗像市の例により調整する。 5 都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、宗像市の例により調整する。 6 入湯税については、標準税率を採用する。 7 前納報奨金については、宗像市の例により調整する。

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年1月20日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

特別職の身分の取扱い
市長、助役、収入役及び教育長 任期等は、法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。
議会議員及び農業委員会委員 報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。
教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員 委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。
その他特別職 その他特別職（消防団を除く。）で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	総務・企画部会
協定項目	10 特別職の身分の取扱い	関係項目	特別職の職員の報酬及び費用弁償
調整内容	<p>市長、助役、収入役及び教育長 任期等は、法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 議会議員及び農業委員会委員 報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員 委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 その他特別職 その他特別職（消防団を除く。）で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。</p>		

項目	法定協議会設置以降	合併の日の前日	合併の期日	市長選挙期限 (合併の日から50日)	新市長による議会の招集
市長職務執行者	あらかじめ首長間で首長から選定		就任	新市長選出により失職	
市町長		失職 20日以内に市長職務執行者に引継ぎ		新市長誕生	
助役		失職 10日以内に市長職務執行者に引継ぎ			議会の同意を得て選任
収入役職務代理者			市長職務執行者が選任		新収入役選任により失職
収入役		失職 10日以内に収入役職務代理者に引継ぎ			議会の同意を得て選任
選挙管理委員 4人	委員の互選で4人決定	失職	暫定選挙管理委員会発足		議会で選挙
同補充員 4人		失職	新たに選任されるまで空席		議会で選挙
教育長		失職	臨時に選任された教育委員会の委員の互選		教育委員のうちから教育委員会が任命
教育委員 5人	現在の委員から5人決定	失職	市長職務執行者が教育委員会の委員から臨時に選任 任期は新議会の末日まで		議会の同意を得て選任
固定資産評価審査委員会委員 3人以上	現在の委員から3人以上決定	失職	市長職務執行者が従来の委員から選任（市長選までの任期） 任期は新委員が選任されるまで		議会の同意を得て選任
監査委員 3又は2人		失職	新たに選任されるまで空席		議会の同意を得て選任
公平委員会委員 3人		失職	新たに選任されるまで空席		議会の同意を得て選任
固定資産評価員		失職	新たに選任されるまで空席		議会の同意を得て選任
その他審議会等の委員		失職	新たに選任されるまで空席		選任等の手続

現				況				調整方針
西 脇 市				黒 田 庄 町				
市長		月額	970,000円	町長		月額	720,000円	任期等は法令の定めるところによる。 給料の額は、西脇市の例により新市 発足までに調整する。
助役		月額	790,000円	助役		月額	600,000円	
収入役		月額	700,000円	収入役		月額	550,000円	
教育長		月額	700,000円	教育長		月額	550,000円	
議長		月額	490,000円	議長		月額	290,000円	報酬の額は、西脇市の例により新市 発足までに調整する。
副議長		月額	430,000円	副議長		月額	220,000円	
議員		月額	390,000円	議員		月額	190,000円	
教育委員会	委員長	月額	65,000円	教育委員会	委員長	年額	360,000円	委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例 により新市発足までに調整する。
"	委員	月額	55,000円	"	委員	年額	280,000円	
"	社会教育委員	日額	7,800円	"	社会教育委員	年額	8,000円	
"	公民館運営審議会委員	日額	7,800円	"	公民館運営審議会委員	年額	8,000円	
"	体育指導委員	年額	27,000円	"	体育指導委員	年額	20,000円	
"	学校給食センター運営委員会委員	日額	7,800円	"	学校給食共同調理所運営委員	年額	8,000円	
"	文化財審議会委員	日額	7,800円	"	文化財審議会委員	年額	8,000円	
監査委員	識見を有する者	月額	92,000円	監査委員	識見を有する者	年額	180,000円	
"	議会選出	月額	37,000円	"	議会選出	年額	120,000円	
選挙管理委員会委員	委員長	月額	39,000円	選挙管理委員会委員	委員長	年額	50,000円	
"	委員	月額	30,000円	"	委員	年額	40,000円	
"	臨時に補充した委員	日額	7,800円	"	臨時に補充した委員	日額	7,200円	
"	投票管理者	1選挙	13,200円	"	投票管理者	日額	12,700円	
"	開票管理者	1選挙	13,200円	"	開票管理者	日額	10,700円	
"	選挙長	1選挙	13,200円	"	選挙長	日額	10,700円	
"	投票・開票・選挙立会人	1選挙	12,600円	"	投票立会人	日額	10,800円	
				"	開票・選挙立会人	日額	8,900円	
公平委員会	委員長	年額	89,000円	公平委員会	委員	年額	8,000円	
"	委員	年額	77,000円					
固定資産評価審査委員会委員		日額	8,300円	固定資産評価審査委員会委員		年額	8,000円	
農業委員会	会長	月額	48,000円	農業委員会	会長	年額	120,000円	報酬の額は、西脇市の例により新市 発足までに調整する。
"	副会長	月額	38,000円	"	副会長	年額	100,000円	
"	委員	月額	35,000円	"	委員	年額	90,000円	
表彰審査委員会	委員	日額	7,800円					その他の特別職で新市において引き 続き設置する必要があるものは、現 行の委員数、任期、報酬額を基に新 市発足までに調整する。
名誉市民選考委員会	委員	日額	7,800円					
国民健康保険運営協議会委員		日額	7,800円	国民健康保険運営協議会委員		年額	10,000円	
民生委員推薦会		日額	7,800円					

現				況				調 整 方 針
西 脇 市				黒 田 庄 町				
防災会議	委員	日額	7,800円					
市営住宅入居者選考委員会委員		日額	7,800円					
特別職報酬等審議会	委員	日額	7,800円	特別職報酬等審議会	委員	年額	8,000円	
情報公開審査会	委員	日額	7,800円	情報公開審査会及び個人情報保護審査会委員		日額	8,000円	
青少年問題協議会	委員	日額	7,800円	青少年問題協議会	委員	年額	8,000円	
生涯学習まちづくり審議会委員		日額	7,800円					
都市計画審議会	委員	日額	7,800円					
同和対策審議会	委員	日額	7,800円	地域改善対策審議会	委員	年額	8,000円	
環境審議会	委員	日額	7,800円	環境保全審議会	委員	年額	8,000円	
規制対象施設建築審査会委員		日額	7,800円					
勤労福祉センター運営委員会委員		日額	7,800円					
産業立地審議会		日額	7,800円					
公務災害補償認定委員会委員		日額	7,800円	公務災害補償認定委員会委員		年額	8,000円	
公務災害補償審査会	委員	日額	7,800円	公務災害補償審査委員会委員		年額	8,000円	
消 防 団	団 長	年報	205,000円	消 防 団	団 長	年額	160,000円	消防団については、協定項目 21消防団の取扱いで別途協議する。
"	副団長	"	143,000円	"	副団長	年額	100,000円	
"	分団長	"	70,000円	"	本部付指導員	年額	70,000円	
"	"	出動	1回につき 480円					
"	副分団長	年報	49,000円					
"	"	出動	1回につき 480円					
"	部 長	年報	27,000円	"	分団長	年額	20,000円	
"	"	出動	1回につき 480円					
"	班 長	年報	7,700円					
"	"	出動	1回につき 480円					
"	団 員	年報	6,600円	"	特設分団員	年額	40,000円	
"	"	出動	1回につき 480円	"	その他団員	年額	6,000円	
"	"	技術	7,500円					
				隣保館運営委員会	委員	年額	8,000円	その他の特別職で新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。
				保育園運営委員会	委員	年額	8,000円	
				農業振興地域整備促進協議会委員		年額	10,000円	
				商工振興対策協議会	委員	年額	8,000円	
				産業医	医師	年額	200,000円	

現 況		調 整 方 針
西 脇 市	黒 田 庄 町	
<p>その他の特別職に属する非常勤の職員 勤務1日につき10,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額。 ただし、任命権者が特に必要と認めた場合は、310,000円を超えない範囲内で月額で定めることができる。</p>	<p>その他の特別職に属する非常勤の職員 勤務1日につき8,000円を超えない範囲内で任命権者が町長と協議して定めた額</p>	

協議第20号

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年1月20日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

使用料・手数料等の取扱い

各種施設の使用料については、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努める。

手数料については、住民の一体性の確保を図るため合併時に統一する。

道路占用料については、合併時に西脇市の例により統合する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	14 使用料・手数料等の取扱い	関係項目	専門部会名	総務・企画部会
調整内容	各種施設の使用料については、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努める。 手数料については、住民の一体性の確保を図るため合併時に統一する。 道路占用料については、合併時に西脇市の例により統合する。			

西脇市				黒田庄町					調整の具体的内容
施設使用料 市民会館									各種施設の使用料については、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努める。
区 分			使用料の額						
室 名	収容人員又は面積	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00		
大ホール	平日	660人 予備席 48人	8,600	15,500	20,700	24,100	29,300	34,300	
	土日 祝日		10,300	20,700	24,100	31,000	34,300	41,300	
中ホール	全階	300人	3,300	4,400	5,200	7,700	9,600	12,800	
	1階	240人	2,600	3,500	4,000	6,100	7,500	10,000	
第1会議室		30人	1,000	1,600	1,900	2,600	3,500	4,400	
第2会議室		25人	900	1,100	1,200	2,000	2,300	3,100	
和室		24畳	1,000	1,600	1,900	2,600	3,500	4,400	
2階展示場		115.3㎡	900	1,100	1,200	2,000	2,300	3,100	
楽屋		11畳	450	550	650	1,000	1,200	1,550	
シャワー使用料			1回 900円						
食堂			1平方メートルにつき1箇月3,300円以内						
特殊な設備及び器具			市長が別に定める額						
営利を目的として物品を展示販売する場合の使用料									

西脇市

黒田庄町

調整の具体的内容

区 分		使用料の額					
基本料金	室名	面積	9:00 ~ 12:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00
	中ホール	178.6㎡	6,100円	16,900円	19,400円	8,500円	24,200円
	第2会議室	52.1㎡	1,900	5,500	6,100	3,100	7,300
	和室	24畳	2,400	7,900	8,500	4,300	9,700
	特殊な設備及び器具		市長が別に定める額				

コミュニティセンター

(単位 円)

区分	9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 21:00	9:00~ 17:00	13:00~ 21:00	9:00~ 21:00
会議室	1,550	2,300	2,300	3,100	3,850	4,600
大会議室	3,100	4,600	4,600	6,200	7,700	9,200
和室	2,300	3,100	3,100	4,600	5,350	6,100
調理室	2,300	3,100	3,100	4,600	5,350	6,100
アスレチック室	2,300	3,100	3,100	4,600	5,350	6,100
ロビー	半日	4,600		1日		9,200
ホール	半日	7,650		1日		15,300

公営墓地

公営墓地永代使用料

本市に住所を有するもの	本市に住所を有しないもの
(1区画3平方メートルにつき) 580,000円	(1区画3平方メートルにつき) 870,000円

公営墓地維持管理料

維持管理料	備 考
(1区画3平方メートルにつき) 年額 4,500円	20年間分前納とする。

市営葬儀

種別	区 分	単 位	使用料
葬 具	飾り付け(仏式、神式、キリスト教)	1回	81,600円
斎 場	遺骸の火葬	12歳以上	1死体 22,000円
		1歳以上12歳未満	1死体 11,000円
		乳児	1死体 5,500円
		死産児	1死胎 2,200円
	汚物の焼却	1箇	1,980円
	遺骸の一時保管	24時間以内 1死体	6,600円
休憩室(告別式に使用する場合)	1回	6,600円	

西脇市		黒田庄町		調整の具体的内容																																																																																							
北はりま田園空間博物館総合案内所		東はりまフォルクスガーデン黒田庄																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特産品コーナー</td> <td>1平方メートル当たり 1月1,200円以内</td> </tr> <tr> <td>食材供給施設</td> <td>1平方メートル当たり 1月1,200円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体験学習コーナー</td> <td>第1体験学習コーナー</td> <td>1時間当たり800円</td> </tr> <tr> <td>第2体験学習コーナー</td> <td>1時間当たり500円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使用料の額		特産品コーナー	1平方メートル当たり 1月1,200円以内	食材供給施設	1平方メートル当たり 1月1,200円以内	体験学習コーナー	第1体験学習コーナー	1時間当たり800円	第2体験学習コーナー	1時間当たり500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利 用 料 金</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室使用料(1回当たり2時間を単位とする。)</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>		利 用 料 金		研修室使用料(1回当たり2時間を単位とする。)	2,000円																																																																								
区 分	使用料の額																																																																																										
特産品コーナー	1平方メートル当たり 1月1,200円以内																																																																																										
食材供給施設	1平方メートル当たり 1月1,200円以内																																																																																										
体験学習コーナー	第1体験学習コーナー	1時間当たり800円																																																																																									
	第2体験学習コーナー	1時間当たり500円																																																																																									
利 用 料 金																																																																																											
研修室使用料(1回当たり2時間を単位とする。)	2,000円																																																																																										
中畑林間ファミリー園		日時計の丘公園																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th colspan="5">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">管理棟兼実習用建物</td> <td>10:00 ~ 12:00</td> <td>13:00 ~ 15:00</td> <td>15:00 ~ 17:00</td> <td>13:00 ~ 17:00</td> <td>10:00 ~ 17:00</td> </tr> <tr> <td>2,040円</td> <td>2,040円</td> <td>2,040円</td> <td>4,080円</td> <td>8,160円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10:00~17:00</td> <td colspan="3">10:00~翌日10:00</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コテージ(2日間を限度)</td> <td colspan="2">1,020円</td> <td colspan="2">2,040円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テントサイト (1張りにつき)</td> <td>高床式</td> <td colspan="2">510円</td> <td colspan="2">1,020円</td> </tr> <tr> <td>平地式</td> <td colspan="2">310円</td> <td colspan="2">510円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">バーベキューサイト</td> <td colspan="5">1時間につき1基当たり100円</td> </tr> </tbody> </table>		施 設 名	使 用 料					管理棟兼実習用建物	10:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	13:00 ~ 17:00	10:00 ~ 17:00	2,040円	2,040円	2,040円	4,080円	8,160円	10:00~17:00		10:00~翌日10:00			コテージ(2日間を限度)		1,020円		2,040円		テントサイト (1張りにつき)	高床式	510円		1,020円		平地式	310円		510円		バーベキューサイト		1時間につき1基当たり100円					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バーベキューサイト</td> <td>バーベキューテーブル1基 2時間 2,000円</td> <td rowspan="2">商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げる額の2倍に相当する額とする。</td> </tr> <tr> <td>デイサイト 3時間 1,000円</td> </tr> <tr> <td>貸し出し用具</td> <td colspan="2">1,000円の範囲で別に定める額</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使用料	備 考	バーベキューサイト	バーベキューテーブル1基 2時間 2,000円	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げる額の2倍に相当する額とする。	デイサイト 3時間 1,000円	貸し出し用具	1,000円の範囲で別に定める額																																	
施 設 名	使 用 料																																																																																										
管理棟兼実習用建物	10:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	13:00 ~ 17:00	10:00 ~ 17:00																																																																																						
	2,040円	2,040円	2,040円	4,080円	8,160円																																																																																						
	10:00~17:00		10:00~翌日10:00																																																																																								
コテージ(2日間を限度)		1,020円		2,040円																																																																																							
テントサイト (1張りにつき)	高床式	510円		1,020円																																																																																							
	平地式	310円		510円																																																																																							
バーベキューサイト		1時間につき1基当たり100円																																																																																									
区 分	使用料	備 考																																																																																									
バーベキューサイト	バーベキューテーブル1基 2時間 2,000円	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げる額の2倍に相当する額とする。																																																																																									
	デイサイト 3時間 1,000円																																																																																										
貸し出し用具	1,000円の範囲で別に定める額																																																																																										
勤労福祉センター																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="7">使 用 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室 名</td> <td>収容人員</td> <td>9:00~12:00</td> <td>13:00~17:00</td> <td>18:00~21:00</td> <td>9:00~17:00</td> <td>13:00~21:00</td> <td>9:00~21:00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">基本料金</td> <td>第1会議室</td> <td>20</td> <td>990</td> <td>1,320</td> <td>1,320</td> <td>2,310</td> <td>3,630</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>40</td> <td>1,980</td> <td>2,640</td> <td>2,640</td> <td>4,620</td> <td>7,260</td> </tr> <tr> <td>和室(A)</td> <td>30</td> <td>1,210</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>2,810</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td>和室(B)</td> <td>12</td> <td>770</td> <td>940</td> <td>940</td> <td>1,710</td> <td>1,880</td> </tr> <tr> <td>和室(C)</td> <td>10</td> <td>550</td> <td>660</td> <td>660</td> <td>1,210</td> <td>1,320</td> </tr> <tr> <td>講座室</td> <td>40</td> <td>1,980</td> <td>2,640</td> <td>2,640</td> <td>4,620</td> <td>5,280</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>30</td> <td>1,760</td> <td>2,200</td> <td>2,200</td> <td>3,960</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>20</td> <td>990</td> <td>1,320</td> <td>1,320</td> <td>2,310</td> <td>2,640</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>90</td> <td>2,970</td> <td>3,960</td> <td>3,960</td> <td>6,930</td> <td>7,920</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使 用 料 の 額							室 名	収容人員	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	9:00~17:00	13:00~21:00	9:00~21:00		人	円	円	円	円	円	円	基本料金	第1会議室	20	990	1,320	1,320	2,310	3,630	第2会議室	40	1,980	2,640	2,640	4,620	7,260	和室(A)	30	1,210	1,600	1,600	2,810	3,200	和室(B)	12	770	940	940	1,710	1,880	和室(C)	10	550	660	660	1,210	1,320	講座室	40	1,980	2,640	2,640	4,620	5,280	調理室	30	1,760	2,200	2,200	3,960	4,400	図書室	20	990	1,320	1,320	2,310	2,640	ホール	90	2,970	3,960	3,960	6,930	7,920		
区 分	使 用 料 の 額																																																																																										
室 名	収容人員	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	9:00~17:00	13:00~21:00	9:00~21:00																																																																																				
	人	円	円	円	円	円	円																																																																																				
基本料金	第1会議室	20	990	1,320	1,320	2,310	3,630																																																																																				
	第2会議室	40	1,980	2,640	2,640	4,620	7,260																																																																																				
	和室(A)	30	1,210	1,600	1,600	2,810	3,200																																																																																				
	和室(B)	12	770	940	940	1,710	1,880																																																																																				
	和室(C)	10	550	660	660	1,210	1,320																																																																																				
	講座室	40	1,980	2,640	2,640	4,620	5,280																																																																																				
	調理室	30	1,760	2,200	2,200	3,960	4,400																																																																																				
	図書室	20	990	1,320	1,320	2,310	2,640																																																																																				
ホール	90	2,970	3,960	3,960	6,930	7,920																																																																																					

西脇市				黒田庄町					調整の具体的内容
都市公園									
区 分	種 類	単 位	金額						
1 公園施設を設ける場合	軽飲食店、売店、その他の常設の工作物	1平方メートルにつき 1月	円 130						
2 公園施設を管理する場合	軽飲食店、売店、その他の建築物	1平方メートルにつき 1月	3,300 以内						
3 公園施設を占有する場合	電柱、支線、支柱、標柱、その他これらに類するもの	1本につき 1年	960						
	変圧塔、その他これらに類するもの	1平方メートルにつき 1年	1,980						
	ガス管、水道管、その他これらに類するもの	1メートルにつき 1年	200						
	競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき 1月	260						
	工事の板囲い足場、詰所、その他これらに類する施設	1平方メートルにつき 1日	30						
	工事の板囲い足場、詰所、その他これらに類する施設	1平方メートルにつき 1月	130						
4 行為の許可を受けた場合	展示、その他の催し	1平方メートルにつき 1日	20						
	その他の営業	1件につき 1月	1,320						
		1件につき 1日	130						
1 西脇公園									
種 別	単 位	金 額	備 考						
野球場	グラウンド(スタンドを含む。)	2時間につき	円 2,000	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)1,000円					
	本部室 審判室 更衣室	1回につき	1,000						
	放送設備 スコアボード	1回につき	1,000						
	テニスコート	1面1時間につき	380	1時間未満は1時間とする。					
屋内ゲートボール場	1面1時間につき	280	1時間未満は1時間とする。 照明設備を使用した場合は、1時間当たり160円を加算する。						
				体育施設					
区 分	使 用 料								
	8:30 ~11:00	11:15 ~13:45	14:00 ~16:30	16:45 ~日没	(器具使用料)				
野球場	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	円				
ゲートボール場	1,000	1,000	1,000	1,000	500				

西脇市				黒田庄町			調整の具体的内容	
2 童子山公園（総合市民センター）								
区 分		使用料の額						
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	
体育館	体育室	営利を目的 としないとき	円 5,280	円 6,600	円 7,480	円 10,560	円 13,310	円 18,480
		営利を目的 とするとき	26,400	39,600	52,800	66,000	96,470	121,440
	トレーニングルーム	1人1回1時間につき 130円						
武道館	武道場		2,640	3,300	3,630	5,280	6,600	9,240
3 野村公園								
区 分		使用料の額			備 考			
多目的広場夜間照明設備		1時間につき1,650円の範囲内で規則で定める額			6基 48灯の照明			
中央駐車場								
駐車料金	駐車時間30分までを100円とし、駐車時間が30分を超過する場合は、超過する30分までごとに100円を加えた額とする。ただし、6時間を超え24時間以内は1,200円とする。							
回数券								
種 別	利用単位 (時間)	利用期間の制限	料金(円)	備 考				
小口利用	50	なし	8,160	消費税及び地方消費税を含む。				
	100	なし	15,290					
大口利用	1,000	1箇月間	100,000	消費税及び地方消費税は別とする。 1箇月間とは、回数券を利用しようとする月の初日から末日までとする。				
	5,000	1箇月間	400,000					
	10,000	1箇月間	600,000					
定期券								
種 別	利用時間(時間)	料金 (円/月)	備 考					
全日昼夜	24時間	11,000	消費税及び地方消費税は別とする。 休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とする。					
全日昼間	6時~24時	10,000						
平日昼間A	6時~24時(休日を除く。)	9,000						
平日昼間B	7時~19時(休日を除く。)	7,000						

西脇市

公民館

区 分			使 用 料 の 額					
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
研修館	研修室	1・2	円	円	円	円	円	円
		3	1,320	1,760	1,760	2,750	3,190	4,510
		4	390	550	550	770	940	1,320
		5						
		音楽室						
	美術室	770	1,100	1,100	1,540	1,870	2,640	
	工芸室							
	視聴覚室	1,320	1,760	1,760	2,750	3,190	4,510	
	和室	1						
		2	550	660	660	940	1,100	1,540

野外活動施設

使用区分		料 金	
グリーンスポーツハウス	会議室	1室4時間未満	550円
		1室4時間以上	1,100円
	和室	1室4時間未満	550円
		1室4時間以上	1,100円

学校施設目的外使用

区 分	使用者	使 用 料		
		昼 午前8時から 午後5時まで	夜 午後5時から 午後10時まで	昼夜間 午前8時から 午後10時まで
講 堂	市内居住者	3,300円	4,950円	8,250円
	市外居住者	4,950	7,480	12,430
その他の教室 (1室につき)	市内居住者	880	1,320	2,200
	市外居住者	1,320	1,980	3,300
校 庭	市内居住者	1,100	1,100	2,200
	市外居住者	1,650	1,650	3,300

黒田庄町

公民館

区 分		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 22:00	備考
一階	研修室	1,000 円	1,200 円	1,500 円	
	中会議室	1,000	1,200	1,500	
	小会議室	500	600	800	
	料理実習室	1,500	2,000	2,500	
二階	講座室	1,000	1,200	1,500	
	大ホール	3,000	3,500	4,000	
	和室3、4	1,000	1,200	1,500	間仕切をした場合は半額
	茶室	1,000	1,200	1,500	
	展示室	1,000	1,200	1,500	

学校施設等の使用

	使用時間帯	8時 ~ 12時	12時 ~ 17時	17時 ~ 21時30分
		黒田庄中学校	1,500	1,500
	体育館	1,500	1,500	1,500
	(家庭バレー、一面)	500	500	500
	運動場	1,500	1,500	
	柔剣道場	800	800	800
楠丘小学校	1,000	1,000	1,000	
	体育館	1,000	1,000	1,000
	(家庭バレー、一面)	500	500	500
	多目的ホール	500	500	500
	家庭科調理室	500	500	500
	ミーティングルーム	500	500	500
	音楽室	500	500	500
	運動場	800	800	
桜丘小学校	1,000	1,000	1,000	
	体育館	1,000	1,000	1,000
	(家庭バレー、一面)	500	500	500
	多目的ホール	500	500	500
	家庭科調理室	500	500	500
	音楽室	500	500	500
	運動場	800	800	

調整の具体的内容

西脇市							黒田庄町					調整の具体的内容	
西脇公園会館							農村勤労福祉センター						
使用料の額													
区分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	施設	区分	10時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで		
	220円	220円	220円	440円	440円	660円	体育館	専用使用	1,500円	2,640円	2,640円		
日野体育センター													
利用区分	9時から 12時まで	12時から 17時まで	9時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 21時まで		(家庭バレー、1面)	500円	500円	500円			
体育館	1,320円	1,980円	2,640円	2,640円	5,280円		個人 勤労者	100円	100円	100円			
会議室	390円	550円	770円	550円	1,320円		個人 一般	100円	100円	100円			
卓球場	1人70円							卓球室	専用使用	500円	500円	500円	
身体障害者	すべて半額料金							(トレーニング 室)	個人 勤労者	100円	100円	100円	
							個人 一般	100円	100円	100円			
天神池スポーツセンター													
体育館使用料金													
利用区分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	備考	原則として、ラケット、ボール、ピン球等用具類は個人もちとする。 身体障害者は半額とする。					
体育館A	1,320円	1,650円	1,870円	2,640円	3,300円	4,510円							
体育館B	1,320	1,650	1,870	2,640	3,300	4,510							
体育館全	2,640	3,300	3,740	5,280	6,600	9,020							
利用区分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで							
会議室	440	550	550	770	880	1,320							
身体障害者	すべて半額料金												
温水プール使用料金													
利用区分		使用料の額(単位円)											
		温水時 (1月～6月 9月～12月)		冷水時 (7月・8月)									
個人利用	大人(高校生以上)	1人1回(2時間以内)	510	1人1回(2時間以内)	410								
	小人(中学生以下)	1人1回(2時間以内)	310	1人1回(2時間以内)	200								
	回数利用券	回数利用券の額											
		大人	5,100 (11回分)										
	小人	3,060 (11回分)											
専用利用	1時間 6,630												
身体障害者	市内居住者	無料											
	市外居住者	半額料金											

西脇市		黒田庄町		調整の具体的内容				
音楽ホール								
基本料金	区 分		使 用 料 の 額					
	室 名	収容人員又は面積	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00	
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00	
	ホール	平日 土、日 及び休日	180人	9,180円	11,220円	13,260円	20,400円	24,480円
				12,240	14,280	17,340	26,520	31,620
	リハーサル室	48.26㎡	820	1,020	1,120	1,840	2,040	2,860
	レッスン室	17.73㎡	610	710	820	1,330	1,430	2,040
	控室1(2階)	14.38㎡	410	510	610	920	1,020	1,430
	控室2(3階)	15.18㎡	410	510	610	920	1,020	1,430
	控室3(3階)	23.66㎡	510	610	710	1,120	1,220	1,730
	控室4(3階)	14.08㎡	410	510	610	920	1,020	1,430
	シャワー使用料		1箇所につき1回 410円					
特殊な設備及び器具並びに冷暖房		教育委員会が別に定める額						
青年の家								
宿泊の場合	1人1泊につき			目的使用の場合	目的外使用の場合			
		中学生以下		330	660			
		高校生、青年、指導者		530				
		一般 1,650						
宿泊以外の場合	使用時間	午前9時 ~ 12時	午後1時 ~ 午後5時	午後6時 ~ 午後9時	午前9時 ~ 午後5時	午後1時 ~ 午後9時	午前9時 ~ 午後9時	
		室別	1,980	2,920	2,920	4,900	5,840	7,820
	研修室(1室当たり)	和	550	660	660	1,210	1,320	1,870
		1	550	660	660	1,210	1,320	1,870
	宿泊室	2	280	280	280	560	560	840
		3	280	280	280	560	560	840
		4	550	660	660	1,210	1,320	1,870
		5	550	660	660	1,210	1,320	1,870
		6	330	390	390	720	780	1,110
		7	280	280	280	560	560	840
		8	280	280	280	560	560	840
		9	330	390	390	720	780	1,110
		10	440	500	500	940	1,000	1,440
		11	440	500	500	940	1,000	1,440
	12	330	390	390	720	780	1,110	
会議室	1,100	1,650	1,650	2,750	3,300	4,400		

西脇市			黒田庄町		調整の具体的内容
緑風台古窯陶芸館					
区 分	単 位	金 額			
室料	1時間につき	110円			
窯の使用料	1回につき	880円			
旧來住家住宅					
区 分	1 時 間 当 た り 使 用 料				
母屋和室	1室につき 100円				
離れ和室	1棟につき 200円				
経緯度地球科学館					
区 分	入館料(1人につき)		備 考		
	個 人	団 体			
大 人	円 510	円 410	1 「学生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。		
学 生	200	150	2 「小人」とは、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童をいう。		
小 人	100	70	3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。		
区 分		使 用 料			
業として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合		1人1日につき 1,020円			
業として映画を撮影する場合		1日につき 10万円以内			
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合		1日につき 10万円以内			
その他教育委員会が必要と認める行為をする場合		1日につき 10万円以内			

手数料について

区分	現況				調整の具体的内容
	手数料の種類	単位	西脇市	黒田庄町	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付	1羽	2,900円	3,400円	手数料については、住民の一体性の確保を図るため合併時に統一する。
戸籍法	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	450円	450円	
	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	750円	750円	
	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件	350円	350円	
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件	450円	450円	
	届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届出書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通	350円	350円	
	上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明	1通	1,400円	1,400円	
	届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類1件	350円	350円	
狂犬病予防法	犬の登録	1頭	3,000円	3,000円	
	狂犬病予防注射済票の交付	1件	550円	550円	
	犬の鑑札の再交付	1件	1,600円	1,600円	
	狂犬病予防注射済票の再交付	1件	340円	340円	
道路運送車両法	自動車の臨時運行許可	1両	750円	円	

現		況			調整の具体的内容
区分	手数料の種類	単位	西脇市	黒田庄町	
租税特別措置法	優良宅地造成の認定	1件	86,000円	86,000円	
	優良住宅新築の認定 新築住宅の床面積の合計が				
	100平方メートル以下のとき	1件	6,200円	6,200円	
	100平方メートルを超え 500平方メートル以下のとき	1件	8,600円	8,600円	
	500平方メートルを超え 2,000平方メートル以下のとき	1件	13,000円	13,000円	
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件	35,000円	35,000円	
	10,000平方メートルを超えると	1件	43,000円	43,000円	
	良質住宅新築の認定 新築住宅の床面積の合計が				
	100平方メートル以下のとき	1件	6,200円	円	
	100平方メートルを超え 500平方メートル以下のとき	1件	8,600円	円	
500平方メートルを超え 2,000平方メートル以下のとき	1件	13,000円	円		
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件	35,000円	円		
10,000平方メートルを超えると	1件	43,000円	円		
住宅用家屋の証明		1件	1,300円	1,300円	
屋外広告物条例	はり紙・はり札	100枚	300円	300円	
	看板並びに	5平方メートル未満のもの	1枚・基	1,000円	1,000円
	広告板及び	5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1枚・基	2,000円	2,000円
	広告塔	10平方メートル以上のもの	1枚・基	3,000円	3,000円
	アーチによるもの		1基	4,000円	4,000円
	宣伝車		1台	2,000円	2,000円
	アドバルーン		1個	800円	800円
	電柱・街灯利用広告物		1個	300円	300円
	標識利用広告物		1個	300円	300円
	車体利用広告物		1個	300円	300円
	広告幕		1枚	300円	300円
	立看板		1個	300円	300円
	のぼり・旗		1個	300円	300円
その他広告物		1枚・基・個	300円	300円	

区 分	現 況				調整の具体的内容
	手 数 料 の 種 類	単 位	西 脇 市	黒田庄町	
その他	租税及び公課に関する証明	1 件	250円	200円	
	地方税法第20条の10の規定による納税証明	1 件	250円	円	
	土地に関する証明	1 筆	250円	200円	
	家屋に関する証明	1 棟	250円	200円	
	車両その他の動産に関する証明	1 件	250円	200円	
	営業（又は職業）に関する証明	1 件	250円	200円	
	公権又は能力に関する証明	1 通	250円	円	
	本籍、住所又は住居に関する証明	1 件	250円	円	
	民事処分に関する証明	1 件	250円	円	
	埋火葬に関する証明	1 件	250円	200円	
	墓地新設及び改葬許可	1 件	円	300円	
	地理、町名又は地番に関する証明	1 件	250円	円	
	漂流物に関する証明	1 件	250円	円	
	土地その他の被害に関する証明	1 件	250円	円	
	印鑑登録証の交付	1 件	250円	200円	
	印鑑登録証の再交付	1 件	円	500円	
	印鑑登録に関する証明	1 枚	250円	200円	
	文書の受理その他事務処理に関する証明	1 件	250円	円	
	住民基本台帳の閲覧	1 件	250円	200円	
	住民票又は除かれた住民票の写しの証明	1 通	250円	200円	
	住民票又は除かれた住民票の記載事項に関する証明	1 通	250円	200円	
	住民基本台帳カードの交付	1 件	500円	500円	
	戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの証明	1 件	250円	200円	
	戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の記載事項に関する証明	1 件	円	200円	
	登録原票記載事項証明	1 通	円	200円	
	公簿、（公文書及び図面）の閲覧	1 冊	250円	200円	
公簿、図面等の謄本又は抄本の交付	1 枚	250円	円		
公簿、図面等に関する証明	1 件	250円	200円		

現 況		調整の具体的内容				
区 分	手 数 料 の 種 類	単 位	西 脇 市	黒 田 庄 町		
その他	情報公開条例の規定による開示請求	1件	250円	200円		
	外国人登録に関する証明	1枚	250円	円		
	身分に関する証明	1通	円	200円		
	法人に関する証明	1件	円	200円		
	農地に関する証明	1件	円	300円		
	その他の事項に関する証明	1件	250円	200円		
	一般廃棄物処理業の許可	1件	5,000円	2,000円		
	浄化槽清掃業の許可	1件	5,000円	2,000円		
	一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可書の再交付	1件	2,500円	1,000円		
	公営墓地使用許可証の書換又は再交付	1件	250円	円		
	下水道排水設備工事指定店の登録等	指定工事店	新規登録	1件	20,000円	20,000円
			更新登録	1件	10,000円	10,000円
		責任技術者	新規登録	1件	10,000円	10,000円
			更新登録	1件	5,000円	5,000円
	設計審査・工事検査	口径 13mm以下	1件	3,000円	3,000円	
		口径 40mm以下	1件	5,500円	5,500円	
		口径 50mm以上	1件	10,000円	10,000円	
指定給水装置工事事業者証交付	1件	10,000円	10,000円			
道路占用書類作成手数料	1件	円	6,000円			
各種督促手数料	1件	70円	80円			

道路占用料について

		現 況					調整の具体的内容
		占 用 物 件	区 分	単 位	西 脇 市	黒田庄町	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	電柱及びその支線柱	年 額	1 本	1,600円	1,600円	道路占用料については、合併時に西脇市の 例により統合する。	
	電話柱及びその支線柱	年 額	1 本	930円	930円		
	その他の柱類	年 額	1 本	2,200円	円		
	電気事業者による第1種電気通信業者への共架柱	年 額	1 本	930円	930円		
	第1種電気通信事業者による電気業者への共架柱	年 額	1 本	390円	390円		
	上空に設ける線類	年 額	1 m	10円	円		
	地下に設ける線類	年 額	1 m	5円	円		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	年 額	1 個	1,400円	1,400円		
	広告塔	年 額	1 m ²	4,400円	円		
	P H S無線基地局	年 額	1 基	495円	円		
法第32条第1項 第2号に掲げる 工作物	マンホールその他これに類するもの	年 額	1 m	1,400円	円		
	水管、下水道 管、ガス管そ の他これらに 類する物件	外径が 0.2m未満のもの	年 額	1 m	72円		72円
		外径が 0.2m以上 0.4m未満のもの	年 額	1 m	190円		190円
		外径が 0.4m以上 1m未満のもの	年 額	1 m	480円		480円
	外径が 1m以上のもの	年 額	1 m	950円	950円		
法第32条第1項 第3号及び第4 号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類する施設	年 額	1 m ²	1,400円	円		
	日よけ、雨よけその他これらに類する施設	年 額	1 m ²	1,400円	円		
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	上空に設ける通路	年 額	1 m ²	2,900円	円		
	地下に設ける通路	年 額	1 m ²	1,500円	円		

現		況				調整の具体的内容
占 用 物 件		区 分	単 位	西 脇 市	黒 田 庄 町	
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	日 額	1 m ²	45円	円	
	その他のもの	月 額	1 m ²	440円	円	
政令第7条第1 号に掲げる物件	看 板（一時的に設けるもの）	月 額	1 m ²	440円	円	
	看 板（その他のもの）	年 額	1 m ²	4,400円	4,400円	
	標 識	年 額	1 本	1,100円	1,100円	
	旗ざお（一時的に設けるもの）	日 額	1 本	45円	円	
	旗ざお（その他のもの）	日 額	1 本	440円	円	
	幕（一時的に設けるもの）	日 額	1 m ²	45円	円	
	幕（その他のもの）	月 額	1 m ²	440円	円	
	アーチ（車道を横断するもの）	年 額	1 基	52,800円	円	
アーチ（その他のもの）	年 額	1 基	26,400円	円		
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		月 額	1 m ²	440円	440円	
その他のもの				上記に準じて 市長が別に定 める額	前各号に準じ て町長が別に 定める	

関係法令

地方自治法（昭和22年・法律第67号）

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものつき、手数料を徴収することができる。

第238条の4

（第1項～第3項 省略）

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

先進事例

新市町村名	合併関係市町村名	調整の方針
あきるの市	秋川市、五日市町	使用料は、当分の間、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料については、秋川市の制度に統一する。 なお、類似施設等については、新市において調整する。また、手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により統一に努める。
静岡市	静岡市、清水市	使用料、手数料は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料や手数料は、新市における適正な額を決定するものとする。
瑞穂市	穂積町、巢南町	使用料及び手数料については、合併時に統一する。
亀山市 （予定）	亀山市、関町	施設使用料については、原則として現行のとおりとするが、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努める。 道路占用料については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。 手数料については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、 ・所在証明、土地家屋証明、土地家屋評価証明、土地家屋課税証明、標識再交付、印鑑登録証交付手数料及び危険物関係手数料については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。 ・関町の印鑑登録証再交付及び土地家屋公課証明交付手数料については、合併時に廃止する。

県内都市の手数料（住民票交付手数料）の状況

（単位：円）

市町名	手数料の額	市町名	手数料の額	市町名	手数料の額	市町名	手数料の額	市町名	手数料の額
神戸市	300	洲本市	300	加古川市	300	高砂市	300	篠山市	250
姫路市	250	芦屋市	300	龍野市	300	川西市	300		
尼崎市	300	伊丹市	300	赤穂市	300	小野市	250	加東郡3町	300
明石市	300	相生市	300	宝塚市	300	三田市	300	多可郡3町	200
西宮市	300	豊岡市	300	三木市	300	加西市	300		

協議第21号

国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年1月20日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

国民健康保険事業の取扱い
<p>賦課方式については、現行のとおり4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）とする。</p> <p>保険税率については、合併後新たな税率を定める。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成17年度末までは現行のとおりとする。</p> <p>保険税の納期については、西脇市の例により調整する。</p> <p>国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p>
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	住民・福祉部会、税務部会
協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い	関係項目	国民健康保険税賦課事務・運営協議会事務	
調整内容	<p>賦課方式については、現行のとおり4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）とする。</p> <p>保険税率については、合併後新たな税率を定める。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成17年度末までは現行のとおりとする。</p> <p>保険税の納期については、西脇市の例により調整する。</p> <p>国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p>			

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>賦課方式は、両市町とも4方式で差異がない。</p> <p>保険税率について差異がある。</p> <p>保険税の納期について差異がある。</p> <p>国民健康保険運営協議会委員構成について差異がある。</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>合併後に再編する。</p> <p>合併後に統一する。</p> <p>合併後に再編する。</p>	<p>賦課方式については、現行のとおり4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）とする。</p> <p>保険税率については、合併後新たな税率を定める。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成17年度末までは現行のとおりとする。</p> <p>保険税の納期については、西脇市の例により調整する。</p> <p>国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p>

		現			況			
項 目		西 脇 市			黒 田 庄 町			
国 民 健 康 保 險 税	賦 課 方 式 等	医 療 分	(平成15年度)			(平成15年度)		
				税 率	賦 課 基 準		税 率	賦 課 基 準
			所 得 割	5.8%	前年総所得額から基礎控除を差し引いた所得額	所 得 割	6.9%	前年総所得額から基礎控除を差し引いた所得額
			資 産 割	10.0%	該当年度の固定資産税額(土地・家屋分)	資 産 割	31.8%	該当年度の固定資産税額(土地・家屋分)
			均 等 割	23,800円	被保険者1人当たり	均 等 割	28,000円	被保険者1人当たり
			平 等 割	25,800円	1世帯当たり	平 等 割	28,000円	1世帯当たり
		1人当たり保険税額	65,014円		1人当たり保険税額	70,599円		
		* 1人当たり保険税額は、平成15年度予算額			* 1人当たり保険税額は、平成15年度予算額			
	賦 課 方 式 等	介 護 納 付 金 分	(平成15年度)			(平成15年度)		
				税 率	賦 課 基 準		税 率	賦 課 基 準
所 得 割			1.13%	前年総所得額から基礎控除を差し引いた所得額	所 得 割	1.10%	前年総所得額から基礎控除を差し引いた所得額	
資 産 割			1.00%	該当年度の固定資産税額(土地・家屋分)	資 産 割	6.80%	該当年度の固定資産税額(土地・家屋分)	
均 等 割			6,400円	被保険者1人当たり	均 等 割	7,270円	被保険者1人当たり	
平 等 割			3,800円	1世帯当たり	平 等 割	4,300円	1世帯当たり	
	1人当たり保険税額	17,915円		1人当たり保険税額	18,007円			
	* 1人当たり保険税額は、平成15年度予算額			* 1人当たり保険税額は、平成15年度予算額				
	賦 課 期 日	4月1日			同 左			
	納 期	納付回数等 ・ 10回/年 ・ 6月～3月集合徴収			納付回数等 ・ 10回/年 ・ 4月、7月、8月～3月個別徴収			

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
運 営 協 議 会	・ 委員構成 (1)被保険者を代表する委員 3人 (2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人 (3)公益を代表する委員 3人 (4)被用者保険等保険者を代表する委員 2人 合 計 11人	・ 委員構成 (1)被保険者を代表する委員 2人 (2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 (3)公益を代表する委員 2人 合 計 6人

【国保加入世帯数・被保険者数】（平成14年度事業年報A表年度平均）

市町名	世帯数 (世帯) 15.3.31	人 口 (人) 15.3.31	国 保 加 入 世 帯 数		被 保 険 者 数							
			(世帯)	加入率(%)	一 般		老 人		退 職		計	
					(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	加入率(%)
西 脇 市	13,196	38,373	7,459	56.5	9,947	62.3	4,165	26.1	1,860	11.6	15,972	41.6
黒 田 庄 町	2,356	8,183	1,347	57.2	1,950	63.2	834	27.1	300	9.7	3,084	37.7
合 計	15,552	45,556	8,806	56.6	11,897	62.4	4,999	26.2	2,160	11.3	19,056	41.8

関係法令

【国民健康保険法】（抜粋）

（保険者）

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（被保険者）

第5条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

（国民健康保険運営協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

先進事例

新市町村名	旧市町村名	合併の期日	調整方針
篠山市 （新設合併）	今田町 篠山町 西紀町 丹南町	平成11年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、被保険者（納税者）に急激な負担増加とならないよう調整につとめる。 国民健康保険税の賦課（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課方法）及び減額（所得額の区分による軽減の割合）については、4町とも同一であるため現行のとおりとする。 国民健康保険税の納期については、4町とも7月・9月・11月・1月と同一であるため現行のとおりとする。 医療機関で診療等を受けた場合、被保険者が支払う一部負担金や出産育児一時金等の保険給付事業については、4町とも同一の負担割合及び給付額であるため現行のとおりとする。
加東市 （新設合併）	社 町 滝野町 東条町	平成17年3月末日迄 （予定）	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の税率については、合併直前の医療費の動向を考慮して被保険者の急激な負担増加とならないよう合併後に調整する。 国民健康保険税の納期は、年8期（7月～2月）とする。 出産育児一時金は、1件につき30万円とする。 短期被保険者証は、1か月、3か月、6ヶ月の3種類とし、有効期限の区分は滞納理由や状況により決定する。
朝来市 （新設合併）	生野町 和田山町 山東町 朝来町	平成17年3月31日 （予定）	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業については、合併時に実施会計及び事業内容を再編する。 新市においても引き続き保険、医療、福祉との連携を図りながら、国民健康保険被保険者の健康づくりに関する事業を実施する。 各種保険給付について 出産育児一時金については、4町に相違がないため現行のとおりとする。 葬祭費については、4町に相違がないため現行のとおりとする。 国保世帯主医療費助成事業（町単独）については、合併時に廃止する。

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年1月20日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

介護保険事業の取扱い

保険料については、平成17年度末までは現行のまま賦課し、平成18年度以降は、平成17年度に策定する新市介護保険事業計画で定める。

保険料の普通徴収に係る納期については、現行のとおり6月から3月までの10期とする。

保険料の減免措置については、合併時に再編する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	住民・福祉部会
協定項目	20 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険料賦課徴収事務・介護保険料減免事務	
調整内容	保険料については、平成17年度末までは現行のまま賦課し、平成18年度以降は、平成17年度に策定する新市介護保険事業計画で定める。 保険料の普通徴収に係る納期については、現行のとおり6月から3月までの10期とする。 保険料の減免措置については、合併時に再編する。			

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
保険料について差異がある。	合併後に再編する。	保険料については、平成17年度末までは現行のまま賦課し、平成18年度以降は、平成17年度に策定する新市介護保険事業計画で定める。
普通徴収に係る納期に差異はない。	現行のとおりとする。	保険料の普通徴収に係る納期については、現行のとおり6月から3月までの10期とする。
保険料減免措置に差異がある。	合併時に再編する。	保険料の減免措置については、合併時に再編する。

況						
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町				
介護保険保険料額課徴収 (第1号被保険者)	【保険料率】(設定期間:平成15年度~平成17年度) 基準額:38,400円/年			【保険料率】(設定期間:平成15年度~平成17年度) 基準額:44,400円/年		
	区 分	補 正	保 険 料	区 分	補 正	保 険 料
	第1段階 住民税非課税世帯に属する、老 齢福祉年金受給者・生活保護の 受給者	基準額×0.5	19,200円	第1段階 住民税非課税世帯に属する、老 齢福祉年金受給者・生活保護の 受給者	基準額×0.5	22,200円
	第2段階 住民税非課税世帯に属するもの	基準額×0.75	28,800円	第2段階 住民税非課税世帯に属するもの	基準額×0.75	33,300円
	第3段階 本人が住民税非課税の者	基準額×1	38,400円	第3段階 本人が住民税非課税の者	基準額×1	44,400円
	第4段階 合計所得金額が200万円未満の 住民税課税者	基準額×1.25	48,000円	第4段階 合計所得金額が200万円未満の 住民税課税者	基準額×1.25	55,500円
	第5段階 合計所得金額が200万円以上の 住民税課税者	基準額×1.5	57,600円	第5段階 合計所得金額が200万円以上の 住民税課税者	基準額×1.5	66,600円
	【賦課期日】	4月1日		【賦課期日】	4月1日	
【納 期】	10期(6月から3月までの各月末)		【納 期】	10期(6月から3月までの各月末)		
介護認定審査	西脇多可行政事務組合 介護認定審査会で共同処理		同左			

項 目	現	況
	西 脇 市	黒 田 庄 町
介護保険料減免	<p>【減免対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者が、震災、風水害、火災等により住宅、家財その他財産に著しい損害を受けた場合 主たる生計維持者が死亡、又は心身に重大な損害を受けるか長期入院したことにより、収入が著しく減少した場合 主たる生計維持者の収入が、事業、業務の休廃止により著しく減少した場合 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等により著しく減少した場合 1～4以外でこれらに類する事実が生じた場合 <p>【減免実施】（当該年度末まで適用）</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害による場合 <ul style="list-style-type: none"> 半焼、半壊、床上浸水以上 保険料を1段階下げる *第1段階の場合は、第1段階保険料率の1/2 主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合 <ul style="list-style-type: none"> 当該年の推計所得金額が前年所得金額の1/2以下 保険料を1段階下げる *第1段階の場合は、第1段階保険料率の1/2 これらに類する場合 <ul style="list-style-type: none"> 第2段階で前年の収入合計が80万円+(世帯員1人×40万円)以下 基準額×0.5 第1、2段階で前年の収入合計が40万円+(世帯員1人×20万円)以下 基準額×0.25 	<p>【減免対象】</p> <p>1～4 同左</p> <p>【減免実施】（当該年度末まで適用）</p> <p>規定なし</p> <p>=軽減措置=</p> <p>【軽減対象】</p> <p>次のことにいずれも該当し、町長が特別の事情として認めた者</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料第1段階の者（介護保険法施行令第38条第1項第1号口に規定する者を除く。）、又は、保険料第2段階の者 保険料調課課の基準日のすべての世帯員の前年の収入金額の合算額が90万円以下であること。（世帯員が2人以上の場合、世帯員1人につき40万円、高齢者がいる場合1人につき10万円、重度心身障害者がいる場合1人につき30万円加算した金額） 世帯員が、宅地、家屋及び田畑（10アール以下）を除き、それ以外の固定資産を所有しないこと。 当該被保険者が、他の世帯に属する者の所得税、市町村民税の扶養控除の対象でないこと。 当該被保険者が、他の世帯に属する者の医療保険において被扶養者となっていないこと。 当該被保険者の属する世帯に、介護保険料、町税、国民健康保険税、公共料金等の滞納がないこと。 軽減措置の決定にあたって、前項の要件、預貯金、株券、国債等も勘案すること。 <p>【軽減実施】（軽減措置の期間は当該年度内）</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険料第1段階の者 半額 保険料第2段階の者 第1段階の額

先進事例

新市町村名	旧市町村名	合併の期日	調整方針
加東市 (新設合併)	社町 滝野町 東条町	平成17年3月末日迄 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険料の納期については、年6期(偶数月)とする。 2 介護保険料の独自減免については、5段階保険料のうち第2段階の者で一定の条件を満たした場合は、保険料を第1段階の額に軽減する。
朝来市 (新設合併)	生野町 和田山町 山東町 朝来町	平成17年3月31日 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険給付にかかる事務 介護保険給付にかかる事務手順については、4町に相違がないため合併時に統合する。 介護報酬支払いにおいて、受領委任払いを採用する。 2 介護保険要介護認定 介護認定審査会については、4町で共同運営されており、相違がないため合併時に統合する。 訪問調査委託料については、合併時に山東町、朝来町の金額に統合する。 被保険者番号は合併時に再編する。 3 介護保険事業計画 平成14年度に4町で策定した第2次介護保険事業計画を基本に、合併時に新市の介護保険事業計画を策定する。 介護サービス内容の充実、利用範囲の拡大等により住民サービスの向上に努める。 4 介護保険料率及び賦課 第1号被保険者の普通徴収の納期を6期(偶数月)とする。 保険料の徴収方法は、仮徴収を採用する。 介護保険料については、合併時に統一料金になるように再編する。保険料額については、新市の介護保険事業計画の介護サービス等を勘案し料金を設定する。
未定 (新設合併)	洲本市 五色町	平成17年3月31日迄 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1号被保険者の保険料については、現行のとおりとする。 2 第1号被保険者の普通徴収保険料の納期は5回とし、新市発足までに調整する。 3 要介護認定審査事務は、統一できるよう新市発足までに調整する。 4 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の設置については、新市において調整する。 5 介護保険料の減免については、洲本市の例による。 6 居宅介護サービス費等の額の特例については、洲本市の例による。 7 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置については、新市に引き継ぐ。 8 介護保険運営協議会については、五色町の例による。

関係法令

【介護保険法】（抜粋）

（介護認定審査会）

第14条

第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

（保険料）

第129条

市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県から借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。

介護保険の仕組み

【介護保険制度】

介護保険は、40歳以上のすべての方が保険料を負担し、介護が必要な方を支えるためのもので、介護が必要になったときにサービスを受けながら、それぞれの方にふさわしい自立した生活が送れ、安心して老後を過ごすための制度です。

【介護保険財政】

介護保険は、住民に一番身近な自治体である市町村が保険者となり、介護保険事業を運営します。

この介護保険の保険給付（法定給付分）に要する費用については、国（25%）、県（12.5%）、市町村（12.5%）の公費負担が50%で、残りの50%を第1号被保険者（約18%：65歳以上の方で、個別に支払・年金から天引き）と第2号被保険者（32%：40歳～64歳の方で、医療保険料として徴収）の保険料で賄うこととされており、第1号被保険者の保険料については、サービス量の見込みに応じて個々の保険者で決定することになります。

なお、介護保険制度は、3年毎に介護保険事業計画の見直しが行われ、保険料についても、原則3か年同額とされています。

【介護保険給付対象者】

65歳以上で（40歳～64歳の方で、申請できる疾患もあります）、要介護・支援状態の認定を受けた場合に介護サービスを利用することができます。

事前提案事項

協議第23号	消防団の取扱いについて	P 1 ~ P 8
協議第24号	各種事業（納税関係事業）の取扱いについて	P 9 ~ P 12
協議第25号	各種事業（生活保護事業）の取扱いについて	P 13 ~ P 16
協議第26号	各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱いについて	P 17 ~ P 20

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年2月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

消防団の取扱い

消防団については、西脇市の例により新市発足時に統合する。
なお、黒田庄町特設分団については、新市においても設置する。

両市町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとし、組織については、新市発足までに調整する。また、定数については、新市において適正化を図る。

消防協力員の体制等については、西脇市の例により新市発足時に統合する。ただし、補償等については、黒田庄町の例により統合する。

消防団員報酬及び手当については、西脇市の例により新市発足までに調整する。

消防団員退職報償金については、黒田庄町の例により新市発足時に統合する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	住民・福祉部会
協定項目	21 消防団の取扱い	関係項目	消防団	
調整内容	<p>消防団については、西脇市の例により新市発足時に統合する。なお、黒田庄町特設分団については、新市においても設置する。 両市町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとし、組織については、新市発足までに調整する。また、定数については、新市において適正化を図る。</p> <p>消防協力員の体制等については、西脇市の例により新市発足時に統合する。ただし、補償等については、黒田庄町の例により統合する。 消防団員報酬及び手当については、西脇市の例により新市発足までに調整する。 消防団員退職報償金については、黒田庄町の例により新市発足時に統合する。</p>			

現 況											調 整 方 針				
消防団組織											<p>消防団については、西脇市の例により新市発足時に統合する。なお、黒田庄町特設分団については、新市においても設置する。</p> <p>両市町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとし、組織については、新市発足までに調整する。また、定数については、新市において適正化を図る。</p> <p>* 黒田庄町の現分団の再編 ・第7分団(8部) (喜多部・大門部・津万井部・福地部・岡部・門柳部・大伏部・前坂部)</p>				
【西脇市消防団】															
区分	部 名	条例定数 (人)		現 員 数 (人)		団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長		班 長	団 員		
本 部		3		3		1	2								
第1分団 (3部)	西 脇	69		68	66			1	1	3		7	56		
第2分団 (9部)	下 戸 田	126	20	126	19	1	1	1	1	1		2	16		
	上 野		12		12								1	2	9
	津万・上戸田		12		12								1	2	17
	嶋		20		20								1	2	9
	大垣内・西嶋		12		12								1	2	9
	寺 内		12		12							1	2	9	
	蒲 江		12		13							1	2	10	
	坂 本		12		12							1	2	9	
大 野	12	12			1	2	9								

現 況												調 整 方 針	
区 分	部 名	条例定数 (人)		現 員 数 (人)		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	・第8分団(6部) (西沢部・石原部・田高部・ 船町部・小苗部・黒田部) ・第9分団(1部) (黒田庄町特設部)
		1	2	1	2								
第3分団 (7部)	野 村	1 2 3	2 0	1 2 3	2 0			1	1	1	2	1 7	
	和 布		1 2		1 2					1	2	9	
	高 松		1 2		1 2					1	2	9	
	板 波		2 0		2 0					1	2	1 7	
	平 野		1 2		1 2					1	2	9	
	谷・和 田		2 5		2 5					1	2	2 2	
	高 田 井		2 0		2 0					1	2	1 7	
第4分団 (10部)	小 坂	1 4 6	1 2	1 4 6	1 2			1	1	1	2	9	
	郷 富		1 2		1 4					1	2	1 1	
	日 野		1 2		1 2					1	2	9	
	富 吉		1 2		1 5					1	2	1 2	
	前 島		1 2		1 2					1	2	9	
	西 田		2 0		2 0					1	2	1 7	
	市 原		1 2		1 3					1	2	1 0	
	大 木		2 0		2 0					1	2	1 7	
	野 中		1 2		1 3					1	2	1 0	
	羽 安		2 0		1 3					1	2	1 0	
第5分団 (8部)	比 延	1 3 7	2 0	1 3 7	2 2			1	1	1	2	1 9	
	上 比 延		2 0		2 1					1	2	1 8	
	中 畑		2 0		2 0					1	2	1 7	
	住 吉		2 0		1 5					1	2	1 2	
	鹿 野		2 0		2 3					1	2	2 0	
	塚 口		1 0		1 0					1	2	7	
	高 嶋		1 0		8					1	2	5	
	堀		1 5		1 6					1	2	1 3	

現

況

調 整 方 針

区 分	部 名	条例定数 (人)		現 員 数 (人)		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員
第6分団 (6部)	落 方	9 3	1 2	9 3	1 2			1	1	1	2	9
	明 楽 寺		2 0		2 0					1	2	1 7
	水 尾		1 2		1 5					1	2	1 2
	岡 崎		1 2		1 3					1	2	1 0
	王 子		2 0		2 0					1	2	1 7
	出 会		1 5		1 1					1	2	8
6分団	4 3部	6 9 7	6 9 6	1	2	6	6	4 3	8 7	5 5 1		

【黒田庄町消防団】

区 分	条例定数 (人)	現 員 数 (人)	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員
本 団	7	7	1	2	4				
喜 多 分 団	2 5	1 9			1	2	1	3	1 2
大 門 分 団	2 0	1 7			1	2	1		1 3
津 万 井 分 団	2 3	2 3			1	2	3	2	1 5
福 地 分 団	2 0	1 7			1	3	1	4	8
岡 分 団	3 0	2 4			1	4	1	6	1 2
門 柳 分 団	2 2	1 5			1	3	1	2	8
大 伏 分 団	1 5	9			1	2	2	1	3
西 沢 分 団	2 2	2 4			1	2	1	4	1 6
石 原 分 団	3 5	3 2			1	2	1	4	2 4
田 高 分 団	2 4	2 5			1	3	1	4	1 6
船 町 分 団	3 0	3 2			1	6	2	4	1 9
小 苗 分 団	1 8	1 6			1	2	1	3	9
黒 田 分 団	3 5	3 3			1	3	1	6	2 2
前 坂 分 団	4 0	4 3			1	6		6	3 0
特 設 分 団	1 8	1 6			1	1	2	1	1 1
1 5分団	3 8 4	3 5 2	1	2	1 9	4 3	1 9	5 0	2 1 8

現 況		調 整 方 針																																										
西 脇 市	黒 田 庄 町																																											
<p>消防協力員</p> <p>【体 制】 4 3部 各部概ね3名（現在2 8部 9 5名）</p> <p>【出勤範囲等】 ・各区域内又は分団内での初期消火、消火活動補助 ・消防団指揮下、その他災害に出動</p> <p>【補 償 等】 ・消防団員等公務災害補償条例による消防作業従事者の規定を適用</p> <p>【報 酬 等】 ・報償なし ・被服等貸与なし</p> <p>【訓 練】 地元分団・部の合同訓練</p>	<p>消防協力員</p> <p>【体 制】 1 4地区 各地区1 0名以内（現在1 4地区1 0 2名）</p> <p>【出勤範囲等】 ・各分団内での初期消火、消火活動補助 ・消防団指揮下、その他災害に出動</p> <p>【補 償 等】 ・消防団員等公務災害補償条例による消防作業従事者の規定を適用 ・ボランティア共済に加入（5 0 0円/人）</p> <p>【報 酬 等】 ・報償なし ・被服貸与（長靴、ヘルメット貸与）</p> <p>【訓 練】 各地区消防団と合同訓練</p>	<p>消防協力員の体制等については、西脇市の例により新市発足時に統合する。 ただし、補償等については、黒田庄町の例により統合する。</p>																																										
<p>消防団員報酬</p> <p>【団員報酬】</p> <table border="1"> <tr><td>団 長</td><td>年 額</td><td>2 0 5 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>副 団 長</td><td>年 額</td><td>1 4 3 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>分 団 長</td><td>年 額</td><td>7 0 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>副 分 団 長</td><td>年 額</td><td>4 9 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>年 額</td><td>2 7 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>年 額</td><td>7 , 7 0 0 円</td></tr> <tr><td>その他の団員</td><td>年 額</td><td>6 , 6 0 0 円</td></tr> </table> <p>【出勤報酬】 ・分団長、副分団長、部長、班長、その他の消防団員が、災害、警戒、訓練等に出動した場合、出勤1回につき4 8 0円支給</p> <p>【技術報酬】 ・消防ポンプ自動車の運転等の技術に従事するその他の消防団員に、年額7,500円を支給。（消防ポンプ自動車1台につき、3人を限度。）</p>	団 長	年 額	2 0 5 , 0 0 0 円	副 団 長	年 額	1 4 3 , 0 0 0 円	分 団 長	年 額	7 0 , 0 0 0 円	副 分 団 長	年 額	4 9 , 0 0 0 円	部 長	年 額	2 7 , 0 0 0 円	班 長	年 額	7 , 7 0 0 円	その他の団員	年 額	6 , 6 0 0 円	<p>消防団員報酬</p> <p>【団員報酬】</p> <table border="1"> <tr><td>団 長</td><td>年 額</td><td>1 6 0 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>副 団 長</td><td>年 額</td><td>1 0 0 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>本部付分団長・特設分団長</td><td>年 額</td><td>7 0 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>分 団 長</td><td>年 額</td><td>2 0 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>副分団長・部長・班長</td><td>年 額</td><td>6 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>特 設 分 団 員</td><td>年 額</td><td>4 0 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>そ の 他 の 団 員</td><td>年 額</td><td>6 , 0 0 0 円</td></tr> </table> <p>【出勤報酬】 なし</p> <p>【技術報酬】 なし</p>	団 長	年 額	1 6 0 , 0 0 0 円	副 団 長	年 額	1 0 0 , 0 0 0 円	本部付分団長・特設分団長	年 額	7 0 , 0 0 0 円	分 団 長	年 額	2 0 , 0 0 0 円	副分団長・部長・班長	年 額	6 , 0 0 0 円	特 設 分 団 員	年 額	4 0 , 0 0 0 円	そ の 他 の 団 員	年 額	6 , 0 0 0 円	<p>消防団員報酬及び手当については、西脇市の例により新市発足までに調整する。</p>
団 長	年 額	2 0 5 , 0 0 0 円																																										
副 団 長	年 額	1 4 3 , 0 0 0 円																																										
分 団 長	年 額	7 0 , 0 0 0 円																																										
副 分 団 長	年 額	4 9 , 0 0 0 円																																										
部 長	年 額	2 7 , 0 0 0 円																																										
班 長	年 額	7 , 7 0 0 円																																										
その他の団員	年 額	6 , 6 0 0 円																																										
団 長	年 額	1 6 0 , 0 0 0 円																																										
副 団 長	年 額	1 0 0 , 0 0 0 円																																										
本部付分団長・特設分団長	年 額	7 0 , 0 0 0 円																																										
分 団 長	年 額	2 0 , 0 0 0 円																																										
副分団長・部長・班長	年 額	6 , 0 0 0 円																																										
特 設 分 団 員	年 額	4 0 , 0 0 0 円																																										
そ の 他 の 団 員	年 額	6 , 0 0 0 円																																										

現 況				調 整 方 針																																																									
西 脇 市				黒 田 庄 町																																																									
退職報償金 【要件】 1 5年以上勤務し退職した場合に支給（基金） 2 1年以上勤務し退職した場合に支給（市単） 【支給額】 1 勤務年数5年以上の者（平成15年度 単位：円）				退職報償金 【要件】 1 5年以上勤務し退職した場合に支給（基金） 2 1年以上勤務し退職した場合に支給なし（町単なし） 【支給額】 1 勤続年数5年以上の者 同左 2 勤続年数5年未満の場合 なし			退職報償金については、黒田庄町の例により新市発足時に統合する。																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="6">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 15年未満</th> <th>15年以上 20年未満</th> <th>20年以上 25年未満</th> <th>25年以上 30年未満</th> <th>30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団 長</td> <td>187,000</td> <td>292,000</td> <td>407,000</td> <td>542,000</td> <td>727,000</td> <td>927,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>177,000</td> <td>277,000</td> <td>377,000</td> <td>482,000</td> <td>657,000</td> <td>857,000</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>167,000</td> <td>262,000</td> <td>357,000</td> <td>457,000</td> <td>607,000</td> <td>797,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>162,000</td> <td>247,000</td> <td>332,000</td> <td>422,000</td> <td>572,000</td> <td>757,000</td> </tr> <tr> <td>部長・班長</td> <td>152,000</td> <td>227,000</td> <td>302,000</td> <td>382,000</td> <td>512,000</td> <td>682,000</td> </tr> <tr> <td>団 員</td> <td>142,000</td> <td>212,000</td> <td>282,000</td> <td>357,000</td> <td>467,000</td> <td>637,000</td> </tr> </tbody> </table>				階 級	勤 務 年 数						5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	団 長	187,000	292,000	407,000	542,000	727,000	927,000	副団長	177,000	277,000	377,000	482,000	657,000	857,000	分団長	167,000	262,000	357,000	457,000	607,000	797,000	副分団長	162,000	247,000	332,000	422,000	572,000	757,000	部長・班長	152,000	227,000	302,000	382,000	512,000	682,000	団 員	142,000	212,000	282,000	357,000	467,000	637,000			
階 級	勤 務 年 数																																																												
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上																																																							
団 長	187,000	292,000	407,000	542,000	727,000	927,000																																																							
副団長	177,000	277,000	377,000	482,000	657,000	857,000																																																							
分団長	167,000	262,000	357,000	457,000	607,000	797,000																																																							
副分団長	162,000	247,000	332,000	422,000	572,000	757,000																																																							
部長・班長	152,000	227,000	302,000	382,000	512,000	682,000																																																							
団 員	142,000	212,000	282,000	357,000	467,000	637,000																																																							
2 勤務年数5年未満の場合（平成15年度）																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>勤務年数1年以上5年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団 長</td> <td>1年につき 15,000円</td> </tr> <tr> <td>副 団 長</td> <td>1年につき 14,200円</td> </tr> <tr> <td>分 団 長</td> <td>1年につき 13,400円</td> </tr> <tr> <td>副 分 団 長</td> <td>1年につき 13,000円</td> </tr> <tr> <td>部長・班長</td> <td>1年につき 12,200円</td> </tr> <tr> <td>団 員</td> <td>1年につき 11,400円</td> </tr> </tbody> </table>				階 級	勤務年数1年以上5年未満	団 長	1年につき 15,000円	副 団 長	1年につき 14,200円	分 団 長	1年につき 13,400円	副 分 団 長	1年につき 13,000円	部長・班長	1年につき 12,200円	団 員	1年につき 11,400円																																												
階 級	勤務年数1年以上5年未満																																																												
団 長	1年につき 15,000円																																																												
副 団 長	1年につき 14,200円																																																												
分 団 長	1年につき 13,400円																																																												
副 分 団 長	1年につき 13,000円																																																												
部長・班長	1年につき 12,200円																																																												
団 員	1年につき 11,400円																																																												

関係法令

消防組織法（昭和22年・法律第226号）（抜粋）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

消防本部

消防署

消防団

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のものの福祉に又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

先進事例

新市町名	合併関係市町名	合併の期日	調整の方針
篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	平成11年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。
朝来市	生野町、和田山町、山東町、朝来町	平成16年3月 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 消防団は、合併時に統合し新市に引き継ぐ。出動指令体制は、合併時に統合する。 組織及び定数は、当面現行のとおりとし、新市において組織検討委員会を設置し、適正な組織体制に再編する。 任用は、合併時に生野町、山東町の制度に統合する。役員の任期は、組織機構の再編にあわせて再編する。 報酬及び手当は、現行支給額をもとに類似団体の状況を参考に合併時に再編する。 消防機具庫及び車両は、組織機構の再編にあわせて再編する。なお、消防サイレンは新市に引き継ぎ、新市において緊急体制が確立されるまで存続させ、存廃について検討する。 被服等は、新市においてすみやかに新基準服を導入する。
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月末日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 報酬及び手当については、現行支給額をもとに類似団体の状況を参考に調整する。 施設・機械については、新市に引き継ぎ、組織機構の再編にあわせて調整する。 任免については、社町の制度に統一する。 公務災害補償については、合併時に統一する。 消防組織については、1市1団として統合し、現在の団員はそのまま新市に引き継ぐものとする。
洲本五色市	洲本市、五色町	平成17年3月31日まで (合併予定)	<ul style="list-style-type: none"> 消防団については、合併時に統合する。 <p>組織、階級及びその他消防団に関する取扱いについては、新市発足までに調整する。</p>

協議第24号

各種事業（納税関係事業）の取扱いについて

各種事業（納税関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年2月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（納税関係事業）の取扱い
納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。 前納報奨金については、新市発足時に廃止する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	税務部会
協定項目	22-4 各種事業（納税関係事業）の取扱い	関係項目	納税組合、地方税制	
調整内容	納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。 前納報奨金については、新市発足時に廃止する。			

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>納税組合について組合構成単位や予算措置等に差異がある。</p> <p>前納報奨金について黒田庄町のみ制度を設けている。</p>	<p>合併時に統一する。</p> <p>合併時に廃止する。</p>	<p>納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。</p> <p>前納報奨金については、新市発足時に廃止する。</p>

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
納税組合	<p>納税組合</p> <p>1 納税組合数（自治会単位） 70団体（平成15年4月1日現在）</p> <p>2 補助金 予算額 14年度 29,688,000円 15年度 26,890,000円</p> <p>3 交付基準 西脇市納税組合事務費補助金等の交付に関する規則による</p> <p>4 支払方法 年3回支払（口座振込） 第1期（10月末）前年度補助金等の実績の3分の1相当額を概算払い 第2期（2月末）前年度補助金等の実績の3分の1相当額を概算払い 第3期（5月末）交付すべき補助金等からすでに交付した補助金等を控除した金額の精算払い</p> <p>5 活動内容 口座振替の推進 納税の勧奨</p>	<p>納税組合</p> <p>1 納税組合数（隣保単位） 145団体（平成15年4月1日現在）</p> <p>2 報奨金 予算額 14年度 3,378,000円 15年度 2,849,000円</p> <p>3 交付基準 黒田庄町納税組合設置規程による</p> <p>4 支払方法 年1回支払（口座振込） 納税成績による 口座振替推進による</p> <p>5 活動内容 口座振替の推進 納税の勧奨</p>
前納報奨金	前納報奨金 なし	<p>前納報奨金</p> <p>1 適用税目 町県民税、固定資産税</p> <p>2 前納報奨金の規定（平成15年度） $0.7 / 100 \times \text{納期前月数} \times \text{第2期の税額}$ (10円未満切捨て)</p> <p>町県民税（9ヶ月） 固定資産税（13ヶ月）</p> <p>3 前年度実績（平成14年度） 町県民税 1,032,930円 固定資産税 6,167,720円</p>

関係法令

【個人の市町村民税の納期前の納付】

地方税法第321条（抜粋）

個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該の納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって個人の市町村民税の納税者が当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額を超えることができない。

【固定資産税の納期前の納付】

地方税法第365条（抜粋）

固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該の納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額を超えることができない。

先進事例

市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の方針
篠山市 (新設合併)	今田町、篠山町、 西紀町、丹南町	平成11年4月1日	1 納税奨励金及び町税取扱報奨金等については、合併時に廃止するものとする。 2 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。
東かがわ市 (新設合併)	引田町、白鳥町、 大内町	平成15年4月1日	1 納税貯蓄組合への補助金については、納税貯蓄組合法に基づくものとする。 2 納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（第1期の納期の末日に納付があったものとみなして計算した月数（1月未満の端数がある場合は、14日以下は切り捨て、15日以上は1月））を乗じて得た額とする。ただし、第1期の納期前に、第1期分とあわせて第2期から第4期分を全て納付した場合のみ、報奨金を交付する。（第2期 前納税額の1%、第3期 前納税額の3%、第4期 前納税額の6%） 3 報奨金の額が100円未満の場合は交付しない。また、100円に満たない端数を生じた場合は、切り捨てる。 4 第1期の納付内に、第1期分とあわせて第2期から第4期分を全て納付した場合のみ、報奨金を交付する。
養父市 (新設合併)	八鹿町、養父町、 大屋町、関宮町	平成16年4月1日 (予定)	1 納税組合等の組織については、現行のまま新市に移行し、随時調整をする。納税報償金の交付基準は合併時に調整する。

協議第25号

各種事業（生活保護事業）の取扱いについて

各種事業（生活保護事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年2月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（生活保護事業）の取扱い
生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、西脇市の例により新市の福祉事務所において実施する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	22-11 各種事業(生活保護事業)の取扱い	関係項目	生活保護
調整内容	生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、西脇市の例により新市の福祉事務所において実施する。		

項目		西脇市	黒田庄町	具体的な調整内容
事業内容	1 保護の決定・実施(家庭訪問指導)	市福祉事務所の事務	県西脇健康福祉事務所の事務	生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、西脇市の例により新市の福祉事務所において実施する。
	2 金品支給及び支給台帳等の作成	市福祉事務所の事務	県西脇健康福祉事務所の事務	
	3 医療事務、経理、統計事務	市福祉事務所の事務	県西脇健康福祉事務所の事務	
級地区分		3級地の1	3級地の2	(現在、黒田庄町における生活保護法に基づくほとんどの業務は、兵庫県西脇健康福祉事務所が行っており、合併時にその業務は新市に移管されるため、事前に業務の引き継ぎを行う。)
被保護世帯の状況 (平成15年11月現在)		世帯数 84世帯 (うち医療扶助のみ4世帯) 人数 101人	世帯数 20世帯 (うち医療扶助のみ4世帯) 人数 25人	
支給日		毎月4日 (土、日、祝祭日に当たる場合はその前日)	毎月5日 (土、日、祝祭日に当たる場合はその前日)	
支給方法	生活扶助・教育扶助・住宅扶助	口座振込及び現金による窓口支給	現金による窓口支給	
	医療扶助・介護扶助	給付券による現物支給	給付券による現物支給	
保護費総額(平成14年度)		143,071千円	15,012千円	
担当課及び職員体制		福祉事務所 査察指導員 1名 社会福祉主事 1名	保健福祉課 〔進達・支払業務等〕 地区担当(兼務) 1名	

福 祉 事 務 所

社会福祉法（昭和26年法律第45号）抜粋
（設置）

第14条 都道府県及び市（特別区を含む。以下は同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

福祉事務所	生活保護法	・保護の決定及び実施に関する事務	第19条
	児童福祉法	・児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。 ・児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集团的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。	第18条の2
	母子及び寡婦福祉法	・母子家庭及び寡婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。 ・母子家庭及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行うこと。	第9条
	老人福祉法	・老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。 ・老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。	第5条の4 第5条の5
	身体障害者福祉法	・身体に障害のある者を発見して、又はその相談に応じて、その福祉の増進を図るために必要な指導を行うこと。 ・身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。 ・身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。	第9条 第9条の2
	知的障害者福祉法	・知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。 ・知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。 ・知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと	第9条 第10条

生活保護法（昭和25年法律第144号）抜粋
（実施機関）

第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2 居住地が明らかである要保護者であっても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

先進事例

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
洲本五色市	洲本市・五色町	平成17年3月31日まで	生活保護事業については、国・県の社会福祉制度に基づき、新市発足までに調整する。
宗像市	宗像市・玄海町	平成15年4月1日	生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、新市において実施する。

生活保護制度について

1 生活保護とは

病気や身体の障害、思いがけない事故等、いろいろな事情により真に生活に困ったすべての国民に対して、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う制度です。

2 生活保護のしくみ

生活保護は、まず、土地・預貯金等の資産や働ける場合はその能力、その他あらゆるものを最低生活維持のために活用し、さらに扶養義務者の援助、年金、各種手当など、他の法律による給付を充てて、それでもなお基準となる生活に満たない分を助成するものです。

保護の程度は、国が定めた基準により計算された最低生活費とその世帯の収入の対比により決定され、その不足分について金銭又は現物により給付されます。

3 扶助の種類

保護は、その内容によって、生活扶助（飲食物、被服、光熱水費、家具什器等に要する費用）、教育扶助（義務教育で就学中の児童、生徒の学用品、通学等に要する費用）、住宅扶助（家賃、間代、地代、あるいは住宅の維持、補修等に要する費用）、介護扶助（介護サービスを受ける場合に要する費用）、医療扶助（病気やけがなどの診察、治療等に要する費用）、出産扶助（出産に要する費用）、生業扶助（生業資金、技術習得、就職支度等に要する費用）、葬祭扶助（葬祭を行うのに要する費用）の8種類に分けられます。

4 生活保護の基準

保護の基準は、被（要）保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別（級地区分）、その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たす程度のもので、厚生労働大臣が定めています。

協議第26号

各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱いについて

各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年2月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱い

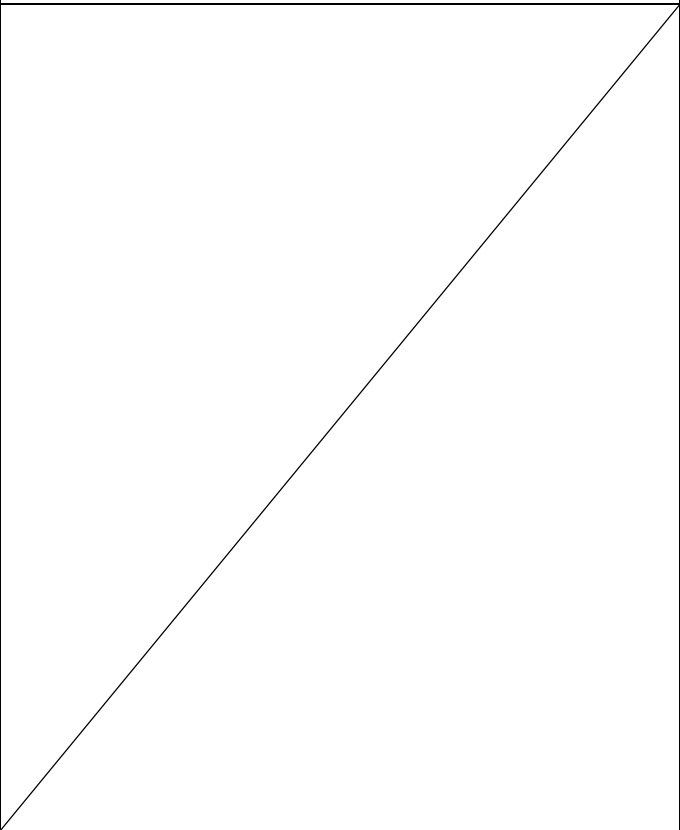
勤労者支援に関する資金融資事業については、新市に引き継ぐ。

消費生活相談事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	22-15 各種事業(勤労者・消費者関連事業)の取扱い	関係項目	専門部会名	産業・建設 住民・福祉部会
			勤労者、消費生活行政	
調整内容	勤労者支援に関する資金融資事業については、新市に引き継ぐ。 消費生活相談事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。			

事務事業名	現 況		調整の具体的内容															
	西 脇 市	黒 田 庄 町																
西脇市勤労者ゆとり創造資金融資	1 融資対象者 (西脇市勤労者ゆとり創造資金あっせん融資制度規程) 第3条 生活福祉資金の融資対象者は、次の各号のすべてに該当する勤労者とする。 市内に居住している勤労者で同一事業所に1年以上勤務している者 融資機関の指定する保証機関の保証が受けられる者 近畿労金において審査し、適当と認められる者 市税等を滞納していない者 年齢が満20歳以上満57歳未満の者 ただし、共済・互助会等の貸付制度のある事業所に勤務している者を除く。 2 融資内容 <table border="1" data-bbox="365 1066 1014 1270"> <thead> <tr> <th>資金用途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般福祉資金</td> <td>50万円以内</td> <td>年3.38%</td> </tr> <tr> <td>医療、冠婚葬祭資金</td> <td>100万円以内</td> <td>年1.85%</td> </tr> <tr> <td>教育資金</td> <td>100万円以内</td> <td>年1.98%</td> </tr> <tr> <td>住宅リフォーム資金</td> <td>150万円以内</td> <td>年2.60%</td> </tr> </tbody> </table> 3 融資期間 融資金額50万円以下 5年以内 融資金額50万円超 7年以内	資金用途	融資限度額	融資利率	一般福祉資金	50万円以内	年3.38%	医療、冠婚葬祭資金	100万円以内	年1.85%	教育資金	100万円以内	年1.98%	住宅リフォーム資金	150万円以内	年2.60%		新市に引き継ぐ。
資金用途	融資限度額	融資利率																
一般福祉資金	50万円以内	年3.38%																
医療、冠婚葬祭資金	100万円以内	年1.85%																
教育資金	100万円以内	年1.98%																
住宅リフォーム資金	150万円以内	年2.60%																

事務事業名	現 況		調整の具体的内容									
	西 脇 市	黒 田 庄 町										
西脇市勤労者住宅 資金融資	<p>1 融資対象者 (西脇市勤労者住宅資金融資規程) 第5条 住宅資金の融資対象者は、次の各号のすべてに該当する勤労者とする。</p> <p>同一事業所に1年以上勤務している者 市内に自己の住宅を建築又は購入しようとする者 融資金の返済能力を十分に有する者 年齢が満20歳以上満60歳未満の者。ただし、完済時の年齢が満71歳以下の者であること。 融資機関の指定する保証機関の保証が受けられる者 市税等を滞納していない者</p> <p>2 融資内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金用途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の建築又は購入</td> <td>1,200万円</td> <td>25年以内</td> </tr> <tr> <td>増改築</td> <td>500万円</td> <td>15年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 融資利率 固定金利型、変動金利型のいずれかを選択</p>	資金用途	融資限度額	融資期間	住宅の建築又は購入	1,200万円	25年以内	増改築	500万円	15年以内		新市に引き継ぐ
資金用途	融資限度額	融資期間										
住宅の建築又は購入	1,200万円	25年以内										
増改築	500万円	15年以内										

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
消費者行政	<p>(消費生活相談)</p> <p>「西脇市消費生活相談員設置規程」に基づき、西脇市生活環境課内に西脇市消費生活相談室を設置し、有資格者の消費生活専門相談員1名を委嘱し、市内在住者(一部在勤者)の消費生活に係る相談及び苦情に対応し、適切な指導及び助言を実施</p> <p>相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎週木曜日(午前10時から午後4時)の「消費生活相談日」に専門相談員が対応 相談日以外は行政担当者が相談・苦情に対応 <p>(要件によっては、専門相談員並びに東播磨生活科学センターの専門相談員と連携し対応)</p> <p>専門相談員</p> <ul style="list-style-type: none"> 任期/1年(再任を妨げない。) 勤務日数/週1回木曜日(別途相談員研修等へ出張) 	<p>(消費生活相談)</p> <p>住民課職員が消費生活に関する相談、苦情、要望の受付及び対応を行う。</p> <p>相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務日の午前8時30分から午後5時15分 行政担当者が対応 	新市発足時に西脇市の例により統合する

先進事例

新市町村名	合併関係市町村名	調 整 の 方 針
さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めるものとする。
あわら市	芦原町、金津町	勤労者支援に関する資金融資事業は引き続き実施するものとし、その内容については新市において調整する。 消費者保護については、現行の内容をもとに新市において調整する。
松 阪 市	松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町	勤労者・消費者関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、引き続き事業の推進に努める。
能 美 市	根上町、寺井町、辰口町	消費者相談については、新市において石川県生活科学センターと連絡を取りながら実施する。 勤労者金融施策については、寺井町の例によるものとする。